

明和町地域防災計画

【風水害対策計画】

《目次》

第1章 災害予防	風水-1
第1節 風水害・雪害に強い地域づくり	風水-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	風水-7
第3節 住民等の防災活動の促進	風水-28
第4節 要配慮者対策	風水-35
第5節 その他の災害予防	風水-40
第2章 災害応急対策	風水-42
第1節 災害発生直前の対策	風水-42
第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保	風水-54
第3節 活動体制の確立	風水-59
第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	風水-73
第5節 救助、救急及び医療活動	風水-76
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	風水-81
第7節 避難の受入活動	風水-85
第8節 飲食料、生活必需品、燃料の調達、供給活動	風水-93
第9節 保健衛生、廃棄物処理、遺体の処置等	風水-96
第10節 被災者等への的確な情報伝達	風水-99
第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	風水-102
第12節 施設、設備の応急復旧活動	風水-103
第13節 自発的支援の受入れ	風水-108
第14節 要配慮者対策	風水-111
第15節 その他の災害応急対策	風水-114
第3章 災害復旧・復興対策	風水-121
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	風水-121
第2節 原状復旧	風水-122
第3節 計画的復興の推進	風水-124
第4節 被災者等の生活再建の支援	風水-126
第5節 被災中小企業等の復興の支援	風水-130
第6節 公共施設の復旧	風水-131
第7節 激甚災害法の運用	風水-132
第8節 復旧資金の確保	風水-134

第1章 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる基盤をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- 住民の防災活動を推進する。特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1節 風水害・雪害に強い地域づくり

項 目	主担当
第1 河川事業の推進	都市建設課、県、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所
第2 農地防災事業の推進	県、関東農政局、農業用排水施設管理者
第3 雪害の予防	総務課、都市建設課、明和消防団、館林地区消防組合、県、館林警察署、館林土木事務所、東日本高速道路(株)、東武鉄道(株)
第4 避難場所・指定避難所・避難路の整備	各課、館林土木事務所
第5 建築物の安全性の確保	各課、館林地区消防組合、太田土木事務所
第6 ライフライン施設等の機能の確保	各課、群馬東部水道企業団、館林衛生施設組合、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)

地方公共団体は、国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

特に県及び町（都市建設課）は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、県及び町（総務課、都市建設課）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。さらに町（総務課、都市建設課）は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

このため、町その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1 河川事業の推進

1 河川改修事業の推進

第1章 災害予防 第1節 風水害・雪害に強い地域づくり

- (1) 河川管理者（関東地方整備局、県）は、洪水を未然に防止するため「社会資本整備重点計画」に基づき、それぞれが管理する河川について計画的に改修を進める。
- (2) 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）は、利根川、渡良瀬川等の直轄管理区間の整備を計画的に進める。
- (3) 県（河川課、館林土木事務所）は、谷田川、新堀川の整備を計画的に進める。

2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

- (1) 町（都市建設課）は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (2) 県（河川課）及び町（都市建設課）は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- (3) 水防管理者（町長）は、洪水浸水想定区域内にある盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第2 農地防災事業の推進

1 用排水路等整備事業等の推進

県（農村整備課）及び農業用排水施設管理者は、農業用の用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

2 湛水防除事業の推進

県（農村整備課）及び関東農政局は、農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

第3 雪害の予防

1 雪害に強いまちづくり

県及び町（都市建設課）は、地域特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通の途絶による都市機能の阻害等に強い地域づくりを推進する。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）は、大雪を想定した除雪体制の整備を進める。特に、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者（東日本高速道路（株））は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

3 建設事業者の健全な存続

県（道路管理課）及び町（都市建設課）は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地

域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、基本的な方針を定めておく。

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画の策定に努める。

5 雪害対策マニュアルの整備等

町（総務課、都市建設課）は、大雪時の除雪、道路の通行規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し、職員への周知、訓練、活動手順や他機関等との連携等を確保する。

6 鉄道交通の確保

東武鉄道(株)は、大雪時の鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努める。

7 除雪、雪下ろし等の援助体制の整備

(1) 町（総務課）は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。

(2) 町（総務課）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応索を住民に示し、注意喚起に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

8 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町（総務課）、消防団、館林地区消防組合、館林警察署及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、次の留意事項の周知、徹底を図る。

(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 計画的・予防的な通行規制

ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ 自家用車の使用は極力避ける。（やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等の備えを心掛ける。）

オ エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

- カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等
- ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- サ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
- シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第4 避難場所・指定避難所・避難路の整備

1 避難場所及び指定避難所の整備

県及び町（総務課、各施設管理課）は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備を推進する。

2 避難路等の整備

県（館林土木事務所）及び町（都市建設課）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、町道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。

第5 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町（関係各課）、館林地区消防組合は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図る。

- ア 災害対策本部が設置される施設（町役場）
- イ 応急対策活動の拠点施設（消防署等）
- ウ 救護活動の拠点施設（町役場）
- エ 避難施設（学校、公民館等）
- オ 社会福祉施設（介護福祉施設、障害者支援施設等）
- カ 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

県（太田土木事務所）は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努める。

3 強風による落下物対策

県、町（都市建設課）、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 空家等の把握

町（産業環境課）は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

5 盛土による災害防止

町（都市建設課）は、盛土による災害防災に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について県に報告し、県は各法令に基づき、速やかに必要な撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について対策が完了するまでの間に、町（総務課）において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

1 ライフライン施設等の機能確保

(1) ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）、館林衛生施設組合は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図る。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

(2) 町（各課）、公共機関は、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(3) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）は防災計画に基づき、次により防災体制の整備を図る。

(1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

(2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

(3) 情報連絡体制を整備する。

(4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。

(5) 防災訓練を実施するとともに県又は町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

(1) ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

- (2) 下水道管理者（都市建設課）は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株））は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

町（総務課、都市建設課）、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採の実施に当たっては、県との協力を努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

項 目	町主担当及び関係機関
第1 避難誘導体制の整備	総務課、介護福祉課、産業環境課、学校教育課、館林地区消防組合、県、館林警察署、前橋地方气象台、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、東武鉄道(株)、館林土木事務所
第2 災害危険区域の災害予防	総務課、都市建設課、県、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所
第3 災害未然防止活動体制の整備	各課、館林地区消防組合、前橋地方气象台、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、東武鉄道(株)
第4 気象・水象観測体制の整備	総務課、館林地区消防組合、前橋地方气象台、県、関東地方整備局
第5 情報の収集・連絡体制の整備	総務課、各防災関係機関（資料編11P）
第6 通信手段の確保	総務課、各防災関係機関
第7 職員の応急活動体制の整備	各課、各防災関係機関
第8 情報連携体制の整備	各課、各防災関係機関
第9 防災中枢機能等の確保	総務課、都市建設課、各防災関係機関
第10 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	総務課、健康こども課、館林地区消防組合、館林保健福祉事務所、館林警察署、(一社)館林市邑楽郡医師会
第11 緊急輸送活動体制の整備	総務課、産業環境課、都市建設課、館林地区消防組合、館林土木事務所、館林警察署
第12 避難の受入体制の整備	総務課、介護福祉課、都市建設課、学校教育課、生涯学習課
第13 飲食料・生活必需品等の確保体制の整備	総務課、産業環境課
第14 広報・広聴体制の整備	総務課、住民保険課、都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、各報道機関、各放送機関
第15 二次災害の予防	総務課、都市建設課、館林地区消防組合
第16 複合災害対策	総務課、各防災関係機関
第17 防災訓練の実施	各課、各防災関係機関

災害時の備えとして、県、町（総務課）及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。その上で、災害は発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

風水害の応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、指定緊急避難場所の開設、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階にわけて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、「群馬県避難ビジョン」に基づき、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

住民の迅速かつ円滑な避難には、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、躊躇なく避難情報を発令するには、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築が必要である。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、県と連携し、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

その他迅速かつ円滑な風水害の応急対策を実施するため、あらかじめ整備しておくべき事項について各種計画を推進する。

第1 避難誘導体制の整備

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町（総務課）は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 町（総務課）は、警報及び避難情報の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、同報系防災行政無線、広報車等の運用体制の整備を図る。
- (3) 町（総務課）は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。
- (4) 県、町（総務課）及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町（総務課）は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町（総務課）は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (3) 町（総務課）は、明和消防署、館林警察署等と協議して避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画（次の事項を定める。）をあらかじめ作成する。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害の発生を考慮する。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地

エ 避難経路及び誘導方法

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図る。

- (4) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル、旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (5) 町（総務課）は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者を含め、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 町（総務課）は、避難情報について、県、河川管理者（館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (7) 町（総務課）は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (8) 町（総務課）は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
なお、国（前橋地方気象台、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）及び県（危機管理課、河川課、館林土木事務所）は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。
- (9) 町（総務課）は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (10) 県及び町（総務課）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (11) 駅（東武鉄道(株)）、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱を考慮する。

- (12) 町（総務課）は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等における避難誘導等の安全確保体制の整備を促進する。

3 避難誘導訓練の実施

町（総務課）は、明和消防署、館林警察署等と協力して住民の避難誘導訓練を行う。

4 避難場所及び指定避難所等の周知

町（総務課）は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

5 案内標識の設置

町（総務課）は、次の対策を実施する。

- (1) 避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者も理解できるように配慮する。
- (3) 指定緊急避難場所の誘導標識には、日本工業規格の災害種別一般図記号を使用し、どの種の災害に対応する避難場所であるかを明示する。
- (4) 災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 町（介護福祉課）は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ）を速やかに避難誘導するため、平時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。
- (2) 町（産業環境課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 町（学校教育課）及び県（学事法制課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくりを促進する。
- (4) 町（学校教育課）は、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

県及び館林保健福祉事務所は、町（総務課）と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

第2 災害危険区域の災害予防

1 住民等に対する危険性の周知

町（総務課）は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努める。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施する。

2 県等からの情報収集

町（総務課）は、県（河川課、館林土木事務所）、関東地方整備局（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）から、危険箇所の位置、危険度等、警戒避難体制の整備に必要な情報を収集する。

3 浸水被害拡大防止用資機材の備え

町（総務課）、県（河川課、館林土木事務所）、関東地方整備局（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、排水ポンプ車の配備等に努める。

4 警戒避難体制の整備

- (1) 町（総務課）は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画に、洪水浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

- (2) 町（総務課）は、洪水浸水想定区域内にある地下街等で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合は、本計画に、これらの施設の名称及び所在地を定める。

また、本計画に、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

5 ハザードマップの作成等

町（総務課）は、本計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全

な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 要配慮者利用施設における避難確保体制の促進

- (1) 町（総務課）は、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画に、これらの施設の名称及び所在地を定める。また、水防法に基づく避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関して施設の所有者又は管理者に定期的な実施状況の確認や必要な助言等を行う。
- (2) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、避難訓練等に関する事項を定めた避難確保計画の作成、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。また、町（総務課）に当該避難確保計画を提出し、避難訓練の結果等の報告を行う。

【資料編29P】要配慮者利用施設一覧

7 防災まちづくりの推進

- (1) 県及び町（総務課、介護福祉課、都市建設課）は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう務めるものとする。
- (2) 県及び町（都市建設課）は、豪雨、洪水による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 町（都市建設課）は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。
- (4) 県及び町（都市建設課）は、溢水、湛水による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 県及び町（都市建設課）は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者に対する啓発を行うものとする。

第3 災害未然防止活動体制の整備

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

2 水防活動体制の整備

館林地区消防組合は、平常から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

3 用排水施設等の適切な操作体制の整備

河川管理者（県、都市建設課、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）、農業用排水施設管理者、せき・水門・ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

4 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

その他、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練の実施に努める。

5 鉄道の安全運航体制の整備

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・町への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通政策課）及び町との情報提供・連絡体制の確立に努める。

6 気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報等が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ町（総務課）に対する助言に努める。

第4 気象・水象観測体制の整備

町（総務課）、館林地区消防組合は、気象及び水象の観測体制の整備に努める。

また、前橋地方気象台、関東地方整備局及び県（河川課）と、気象及び水象の観測情報を相互に交換し、警戒・避難活動への活用に努める。

第5 情報収集・連絡体制の整備

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町（総務課）、各防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に

備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町（総務課）、各防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等の整備に努める。
- (2) 町（総務課）は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- (3) 県、町（総務課）及びライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町（総務課）、各防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話、FAXによる情報収集手段のほかに無線、インターネット等による情報収集体制の整備に努める。
- (2) 県及び町（総務課）は、住民と連携し、災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 県及び町（総務課）その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共有のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

4 情報の分析整理

町（総務課）は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

また、大規模災害時には多くの情報が錯綜することから、重要情報の区別化のため、重要情報担当者を選任して情報のトリージと確認を明確にし、防災関係機関と早期の重要情報の共有に努める。

第6 通信手段の確保

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町（総務課）、電気通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）、各防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

町（総務課）、各防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に

第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)ドコモCS群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

また、指定を受けた回線には電話器等にその旨を表示し、災害時には発信専用として使用することを周知する。

3 代替通信手段の確保等

- (1) 町（総務課）、各防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、衛星携帯電話等の代替通信手段の確保に努める。
- (2) 町（総務課）は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努める。
- (3) 町（総務課）、各防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入する関東地方非常通信協議会を通じて、平時から連携を確保しておく。

4 通信訓練への参加

町（総務課）、各防災関係機関は 非常通信の取扱い機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努める。

第7 職員の応急活動体制の整備

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 町（総務課）は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 上記の内容を職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施する。
- (2) 各防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じて(1)に準じた体制の整備を図る。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 町（各課）は、災害応急対策の活動マニュアルを作成し、所属職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直す。
- (2) 各防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じて(1)に準じた体制の整備を図る。

第8 情報連携体制の整備

1 町における受援・応援体制の整備

第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- (1) 町（総務課）は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。また、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮する。
- (2) 町（総務課）は、避難情報を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、館林土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (3) 町（総務課）は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 町（総務課）は県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努める。
- (5) 町（総務課）は土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 消防本部における応援体制の整備

- (1) 消防本部（館林地区消防組合）は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努める。
- (2) 消防本部（館林地区消防組合）は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関して緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的訓練を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

【資料編8P】災害協定一覧

3 一般事業者等との連携体制の整備

町（各課）、各防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進し、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

4 建設業団体等との連携体制の整備

町（総務課）は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

5 ライフライン事業者との連携体制の整備

町（総務課）は、地域社会の迅速な復旧を図るため、総合防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力を構築するよう努めるものとする。

6 救援活動拠点の整備

町（総務課）は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

7 円滑な救助の実施体制の構築

町（総務課）、館林地区消防組合、館林警察署は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

8 水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、県、町（総務課）、水防関係者（明和消防署、明和町消防団）に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

第9 防災中枢機能等の確保

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町（総務課）及び各防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設（本庁舎、中央公民館など）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。
- (2) 町（総務課）は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2 代替エネルギーの確保

町（総務課）、各防災関係機関は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 町（総務課）は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

(2) 町（都市建設課）は、道路及び都市公園等への応援活動拠点の整備に努める。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

【資料編31P】備蓄物資一覧

4 公的機関等の業務継続性の確保

町（総務課）、各防災関係機関は、大規模災害時における災害応急対策業務の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備や事後の対応力の強化を図る業務継続計画（BCP）の策定、推進を図り、業務継続性を確保する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

特に、町の業務継続計画には、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務を定めておく。

【資料編】明和町役場業務継続計画

5 大規模停電発生時への備え

町（総務課）は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町（介護福祉課）は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局（介護福祉課）、危機管理担当部局（総務課）、福祉部局（介護福祉課）、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

なお、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。

- ・発災時には、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう関係部局に促す。
- ・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。

第10 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

消防機関、県警察、自衛隊、県及び町（総務課）は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図

る。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防機関（館林地区消防組合）、県警察（館林警察署）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努め、町（総務課）はこれを資金面で支援する。

(3) 保有資機材の把握

町（総務課）は、各機関における資機材の保有状況を把握しておく。

2 医療活動体制の整備

(1) 地域災害医療対策会議の推進

地域災害医療対策会議（館林市邑楽郡医師会、館林邑楽歯科医師会、館林邑楽薬剤師会、群馬県看護協会館林支部、館林市邑楽郡柔道整復師会、館林栄養士会、医療機関、邑楽・館林管内の市町、館林地区消防組合及び館林保健福祉事務所で構成）は、災害時の医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行うため、平時から地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡体制を確保する。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄等

町（健康こども課）は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努める。

(3) 消防機関と医療機関等との連携

ア 館林地区消防組合は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 館林地区消防組合は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

3 保健医療福祉活動の調整機能の整備

(1) 館林保健福祉事務所、町（健康こども課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

（※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。））

(2) 保健医療福祉課活動の総合調整の実施体制の整備

県及び町（健康こども課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

4 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

町（総務課）及び館林地区消防組合は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏らず、防

火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

町（総務課）及び館林地区消防組合は、平時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域の想定被害を考慮した消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

町（総務課）及び館林地区消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第11 緊急輸送活動体制の整備

1 輸送拠点の確保

町（総務課、産業環境課）は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場その他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮する。

2 ヘリポートの確保

町（総務課）及び明和消防署は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

町（総務課、都市建設課）は、県内の主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」による第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路の指定状況を踏まえ、さらに、町内の主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路を町として指定し、関係機関に周知する。

【資料編P49】緊急輸送道路網図

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努める。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

5 道路交通管理体制の整備

県警察（館林警察署）は、次の対策に努める。

(1) 信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに

に、災害時の道路交通管理体制を整備する。

(2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3) 災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(4) 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

6 道路の応急復旧体制等の整備

(1) 道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）は、それぞれが管理する道路について、事前に通行障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

(2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、県建設業協会等との災害協定の運用体制の整備に努める。また、道路管理者間相互の連携の下、協議会の設置等により、総合的な道路啓開等の計画の策定を推進する。

7 運送事業者等との連携

町（総務課、産業環境課）は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

8 燃料の確保

町（総務課）は、災害時の石油やL P ガス等の燃料調達について災害協定の締結や協定の運用体制の整備を推進する。

【資料編8P】災害協定一覧

第12 避難の受入体制の整備

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町（総務課）は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町（総務課）は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 町（総務課）は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する事も想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定基準

町（総務課）は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町（総務課、学校教育課）は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町（学校教育課）は学校と連携・協力体制を図る。なお、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

町（総務課、健康こども課、学校教育課、生涯学習課）は、指定避難所について次の整備を推進する。

ア 指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進める。

イ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機

器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進める。

ウ 指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 町（総務課）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(5) 物資の備蓄

町（総務課、健康こども課、学校教育課、生涯学習課）は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、簡易トイレ、非常用トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町（総務課）は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及活動に努める。

(7) 福祉避難所

ア 町（総務課、介護福祉課）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

イ 町（総務課、介護福祉課）は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保する為の措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

ウ 町（総務課、介護福祉課）は、福祉避難所について受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

エ 町（介護福祉課）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町（都市建設課）は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

(2) 用地供給体制の整備

町（都市建設課）は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(3) 学校の教育活動への配慮

町（都市建設課）は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町（都市建設課）は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を災害時に迅速に把握、あっせんできるようあらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について定めるよう努める。

第13 飲食料・生活必需品等の確保体制の整備

1 備蓄計画

(1) 町（総務課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。

ア 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性に配慮し、食料については通常の食事を摂取できない要配慮者、食物アレルギー患者、男女のニーズの違いなどにも配慮して選定する。

イ 備蓄品の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。

ウ 町（総務課）は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

エ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。

(2) 町（総務課）は、各家庭において非常用の飲料水、食料等を最低3日間、推奨1週間分として備蓄するよう住民に啓発する。

【資料編31P】備蓄物資一覧

2 調達計画

町（総務課、産業環境課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町（総務課）は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第14 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町（総務課）、ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次の広報体制の整備を図る。

ア 広報担当、広報事項、広報媒体をあらかじめ想定しておく。

イ 広報媒体の整備、拡充を図る。

ウ 災害時の報道要請及びその受入れについて、報道機関と協定を締結するなど協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、大規模停電時も含め災害情報を円滑に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(3) 電機事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害者情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電機通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に務めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

町（総務課、住民保険課）、ライフライン事業者（都市建設課、群馬東部水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)）、その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町（住民保険課）は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第15 二次災害の予防

1 円滑な危険度判定の備え

町（都市建設課）は、町内の建築士等に対して被災宅地危険度判定士の要請、登録を促進する。また、これらの判定士の災害時における町内の危険度判定への協力体制を確保するほか、判定のための資機材等の備蓄を推進する。

2 危険物等による被害の防止

町（総務課）及び館林地区消防組合は、危険物等の爆発、漏洩等の二次災害が発生しないよう、危険物等の取扱い事業者に災害予防計画の策定や防災訓練を指導する。

第16 複合災害対策

1 複合災害への備え

町（総務課）及び各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する事態を想定し、備えを充実する。

2 複合災害を想定した体制の整備

町（総務課）及び各防災関係機関は、先発災害に多くを動員し、後発災害に必要な要員、資機材等の不足や資源配分が困難な事態を考慮し、外部からの支援を早期に要請し、受け入れる必要がある事態などを想定した受援計画を検討する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町（総務課）及び各防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、本地域において発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第17 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

町（総務課）は防災関係機関等と合同し、自主防災組織、住民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

2 水防演習

県（河川課）は関東地方整備局等と協力し、水防団（消防団）の士気高揚及び技術の向上並びに地域住民の水防に関する意識の高揚等を図る水防演習を実施する。

3 個別訓練

(1) 町、各防災関係機関等は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施する。

ア 非常招集訓練

町（各課）は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるよう、非常招集訓練を実施する。なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認、点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- ア) 伝達方法、内容の確認点検
- イ) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ) 集合人員の確認点検
- エ) その他必要事項の確認点検

イ 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。また、各地区は、消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の災害対応能力等の向上に努める。

ウ 避難訓練

町（総務課、介護福祉課、学校教育課、生涯学習課）は、指定避難所の周知、避難情報の伝達、円滑な避難誘導等を目的とし、自治会、住民等の参加を得て避難訓練を実施する。実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練とする。

エ 水防訓練

町（総務課）及び水防団（消防団）は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位・雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

オ 非常通信訓練

- (1) 町（総務課）は、災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。
- (2) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を行う。
- (3) 町（総務課）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

【資料編29P】要配慮者利用施設一覧

4 広域的な訓練

町（総務課）は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県や他市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込む。

5 図上訓練

町（各課）、各防災関係機関は関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため、図上訓練を適宜実施する。

6 実践的な訓練・評価

- (1) 町（各課）、各防災関係機関は、防災訓練の実施に当たっては次のような工夫を施し、実践性の向上に努める。
 - ア 訓練の目的や被害想定を具体化する。
 - イ 訓練参加者、使用器材及び実施時間等の訓練環境を実態に即して設定する。
 - ウ 参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む。
 - エ 各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
 - オ 災害対応業務への習熟のほか、課題を発見する訓練とする。
- (2) 防災訓練の実施後には事後評価を行って課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第3節 住民等の防災活動の促進

項 目	町主担当及び関係機関
第1 防災思想の普及	各課、各防災関係機関
第2 住民防災活動の環境整備	各課、明和町社会福祉協議会、館林地区消防組合、各事業所

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である、住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町、その他の防災機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

災害による被害を軽減する住民運動

1. 防災（減災）活動へのより広い層の参加
 - 1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - 2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - 3) 地域における耐震補強の面的な広がり推進
 - 4) 防災教育の充実
 - 5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ
2. 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供
 - 1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
 - 2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - 3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底
3. 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - 1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - 2) 商店街における防災意識の醸成
 - 3) 事業継続計画（BCP）への取組の促進
4. より幅広い連携の促進
 - 1) 企業と地域社会の連携
 - 2) 行政、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
 - 3) 災害に関する情報のワンストップサービス
 - 4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携
5. 住民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的実践
 - 1) 住民運動の継続的な推進、枠組みの形成
 - 2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
 - 3) 防災活動の優良な実践例の表彰
 - 4) 人材育成のためのプログラム開発
 - 5) インセンティブの拡大の検討

第1 防災思想の普及

1 防災知識の普及

町（総務課）、明和消防署、館林警察署は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対して次の事項の周知、徹底を図る。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をすること。
- (6) 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）
イ 家族間の連絡方法
ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等への避難先及び避難経路の確認
エ 安全な避難経路の確認
オ 非常持ち出し品のチェック
カ 自動車へのこまめな満タン給油
キ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
ク 避難情報の入手方法
ケ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
コ 家庭動物の避難の準備
サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持ち出し品の準備
ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒液、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等）
エ 携帯ラジオ
オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
カ 衣類（下着、上着、タオル等）
キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）
- (8) 避難時の留意事項
ア 崖や川べりに近づかない
イ 避難方法
・徒歩や車での避難を検討する
・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

ウ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(9) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(10) 電話等に関する留意事項

ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTT東日本が提供する「災害伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

(11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(13) 町（総務課、健康こども課）は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

2 理解しやすい防災情報の提供

県、町（総務課）及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

町（学校教育課）は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、県及び町（総務課、学校教育課）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

県（危機管理課・河川課ほか）及び町（総務課）は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するほか、防災研修等により防災知識の普及啓発に努める。

5 風水害に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町（総務課）は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近にあわせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

6 防災訓練の実施指導

町（総務課、学校教育課、産業環境課）、明和消防署は、地域、事業所、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

7 知識の普及等に当たっての配慮

町（各課）及び各防災関係機関は、防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

イ 防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

ウ 疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

エ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体に負担になることなど被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

オ 災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。

8 過去の災害教訓の伝承

町（総務課）は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努める。

第2 住民の防災活動の環境整備

1 消防団・水防団、自主防災組織等の育成強化

(1) 消防団の育成強化

町（総務課）及び明和消防署は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

町（総務課）及び明和消防署は、水防団（消防団）及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

町（総務課）は、町内の自主防災組織の組織率100%を目指し、次の施策により組織の育成と強化を図る。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

また、防災リーダーの育成については、「明和町防災士養成事業補助金交付要綱」により住民の防災士取得を支援し、取得者を自主防災組織に紹介することにより自主防災活動の活性化を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 群馬県地域防災センター、県合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等に活用する。

エ 自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県の主催する防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を活用し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。また、~~フォローアップ研修やアドバイザーミーティング~~スキルアップの為の研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討する。

(4) 自主防犯組織の育成強化

町（総務課）は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。

なお、災害時救援ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町（介護福祉課）及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町（介護福祉課）及び社会福祉協議会は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、その他のボランティア機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を必要に応じて設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町（各課）は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

県（県民生活課）及び町（介護福祉課）は、災害時救援ボランティアの活動環境とし

て、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

県（県民生活課、廃棄物・リサイクル課）及び町（介護福祉課、産業環境課）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

3 事業所（企業）防災の促進

(1) 事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

ア 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備等の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

イ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

ウ 「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

エ 自衛消防隊等を活用し、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止活動を行う自衛防災組織を整備する。

オ 地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

カ 町が行う災害対応の一部を、事業所が、その得意な業務において協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町との連携に努める。

キ バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、重要な機能を早期に再開できる経営戦略の策定に努める。

ク 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外へ移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 町（総務課、産業環境課）は、次により事業所の防災活動を促進する。

ア 民間業界団体と連携し、事業所防災に資する情報の提供等を進め、事業所の防災意識の高揚を促進するとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

イ 事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等に努める。

ウ 地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスに努める。

エ 県（産業政策課）、明和町商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基

づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

オ 県（監査指導課）及び町（総務課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 住民及び事業者による地区レベルの防災活動の促進

- (1) 町（総務課）は、町内の一定の地区内の住民及び事業者に対し、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的かつ共同による防災活動を促進する。また、これらの防災活動を災害対策基本法に基づく地区防災計画としてとりまとめ、明和町地域防災計画に位置付けるための明和町防災会議への提案を促進する。
- (2) 町（総務課）は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 町（総務課、介護福祉課）は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 要配慮者対策

項 目	町主担当及び関係機関
要配慮者対策	総務課、介護福祉課、学校教育課、館林地区消防組合、県、館林警察署、福祉施設関係団体、要配慮者利用施設管理者、明和消防署

高齢化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、行政、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を展開する。

用語の定義

『要配慮者』は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者をいう。
『避難行動要支援者』は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

町（介護福祉課）は、行政区等の範囲ごとに要配慮者の実態を把握し、災害時の避難支援、安否確認などのほか、平時から見守りや支援を実施するため、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿掲載者は、生活の基盤が自宅にある方で、以下の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3、4、5を受けている方
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ その他災害時の支援が必要と認められる者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

ア 氏名	イ 生年月日	ウ 性別
エ 住所又は居所	オ 電話番号その他の連絡先	カ 避難支援等を必要とする事由
キ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項		

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿を平時から提供しておく避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。なお、平時から提供する名簿は、本人の同意を得たものに限る。

ア 自治会・自主防災組織	イ 警察署	ウ 消防署・消防団
エ 民生委員・児童委員	オ 避難支援者など	

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町（介護福祉課）は、関係部局で把握している要介護者や高齢等の情報を集約する。この場合、要介護状態区分別や障害区分、支援区分別に把握しておく。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報が必要なときは、県その他の関係機関に情報提供を求める。

(5) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、居住状況や支援を要する事由を適切に反映するため、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。また、特別の事情を有する者で支援を希望する者については、随時登録を受け付け、申し出があった次の更新時期に反映する。

(6) 名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止措置

町（介護福祉課）は、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(7) 円滑な立退き避難のための通知又は警告の配慮

町（介護福祉課）は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては次の点に配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。

イ 高齢者や障がい者の特性に合わせ、必要な情報を選んで伝達する。

ウ 日常生活を支援する機器等への情報伝達手段を活用するなど、避難行動要支援者の特性に応じた多様な情報伝達手段を活用する。

(8) 個別避難計画

町（介護福祉課）は、個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、個別の「個別避難計画」を作成するよう努める。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

町（介護福祉課）は、明和町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者の同意、または、町条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(1) 町（介護福祉課）は、明和町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民

生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (3) 町（介護福祉課）は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 町（介護福祉課）は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 避難体制の強化

町（介護福祉課）は、避難行動要支援者の避難に関して、内閣府（防災担当）の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき「個別避難計画」を作成し、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難情報の伝達体制の整備

町長が発令する高齢者等避難、避難指示、緊急避難確保を避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者の避難には介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力による移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り要配慮者ごとの特性に応じた介護が行われるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

町（総務課）は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

町（介護福祉課）は、要配慮者の支援にあたり 福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

① 児童福祉施設	② 介護保険等施設	③ 障害福祉サービス事業所
④ 障害福祉サービス事業所	⑤ 障がい者関係施設	⑥ 身体障がい者社会参加支援施設
⑦ 医療提供施設	⑧ こども園	⑨ 小学校・中学校
⑩ その他（特別支援学校など）		

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保等

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するように努める。

また、次により、施設の防災体制を整備する。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防署、警察署等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(2) 要配慮者利用施設の支援

町（総務課、介護福祉課、学校教育課）及び県は、要配慮者利用施設に対して次の支援を行う。

- ア 町は、施設の立地環境による災害危険性（洪水等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 町は、避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 町は、防災気象情報の提供を行う。

- オ 県は、要配慮者利用施設が被災した際などに、入居者等の円滑な施設間移動等がなされるよう施設間相互支援体制の構築を支援する。
- カ 県は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- キ 県は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

7 群馬県災害福祉支援ネットワークとの連携

福祉施設関係団体は、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関と連携し、また、「社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定」及び「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」を踏まえ、災害発生時等の相互協力や災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣等について平時から連携訓練を行うなど相互応援体制の充実・強化に努める。

8 消防機関及び警察機関の支援

明和消防署及び館林警察署は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

- ア 緊急時における消防署・警察署と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ウ 避難行動要支援者への防災教育、啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備及び支援に協力する。

10 防災教育及び啓発

町（総務課、介護福祉課）は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

県（健康福祉部）及び町（介護福祉課）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に対する理解の促進を図る。

第5節 その他の災害予防

項 目	町主担当及び関係機関
第1 帰宅困難者対策	総務課、産業環境課、各事業所、各学校
第2 災害廃棄物対策	産業環境課、館林衛生施設組合
第3 罹災証明書発行体制の整備	税務課

第1 帰宅困難者対策

災害時は、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを平素から進めておく。

1 町の取組

- (1) 町（総務課、産業環境課）は、企業等に対して一斉帰宅の抑制や安否確認の方法、事業所内備蓄等を促進するための普及啓発を行う。
- (2) 町（総務課）は、帰宅困難者のための一時滞在施設を、指定避難所その他の公共施設から選定しておく。
- (3) 町（総務課）は、駅等に滞留する通勤者等の帰宅困難者のため、飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (4) 町（総務課）及び県は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を駅や公共施設等における掲示やラジオ放送等により迅速に提供できる体制を整備する。
- (5) 町（総務課、産業環境課）及び県は、徒歩帰宅者が安全かつ円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いの公共施設、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等を活用した水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供体制の整備に努める。

2 事業所等の取組

各事業所は、次の取組を進める。

- (1) 交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保し、必要に応じて従業員等を一定期間留めるための備えに努める。
- (2) 従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (3) 従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。
- (4) 事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておく、従業員への周知に努める。
- (5) 災害時に電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努める。

3 大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設など不特定多数の者が利用する施設においては多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は町や関係機関等と連携して利用者を保護するための適切な待機や誘導體制の整備に努める。

4 各学校の取組

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努める。

第2 災害廃棄物対策

(1) 町（産業環境課）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。また、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

館林衛生施設組合は、平時の廃棄物量に対して一定の余裕をもった処理能力を維持し、災害廃棄物の処理に備える。

(2) 町（産業環境課）は、群馬県災害廃棄物処理計画を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

(3) 町（産業環境課）及び館林衛生施設組合は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(4) 町（産業環境課）は、災害廃棄物に関する情報や取組等に関して、ホームページ等において公開するなど住民等への周知に努める。

第3 罹災証明書の発行体制の整備

町（税務課）は、災害時の罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、次の対策を推進する。

(1) 住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、円滑な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(3) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(4) 県等が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会への職員の参加、県の調査担当者名簿への登録などに努める。

第2章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として第1次的には町が当たり、県が町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策は、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策を行い、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づく所要の体制を整備し、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進める。さらに、被災状況に応じ、避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害による被害を軽減するには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導などを的確に行う必要がある。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進など、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。その他人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

（注）本章において、各種災害対策の町の担当部署は、原則として明和町災害対策本部の部の名称を記載しており、災害対策本部が設置されていない状況においては、部を構成する課が担当する。

第1節 災害発生直前の対策

項 目	町主担当及び関係機関
第1 警報等の伝達	各部、各防災関係機関
第2 避難誘導	防災総括部、介護福祉部、消防部、館林警察署
第3 広域避難	防災総括部、県
第4 災害未然防止活動	防災総括部、消防部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、農業用排水施設管理者、水門・ポンプ場等管理者

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、情報の伝達、適切な避難誘導により被害の軽減を図る。

第1 警報等の伝達

1 気象警報等

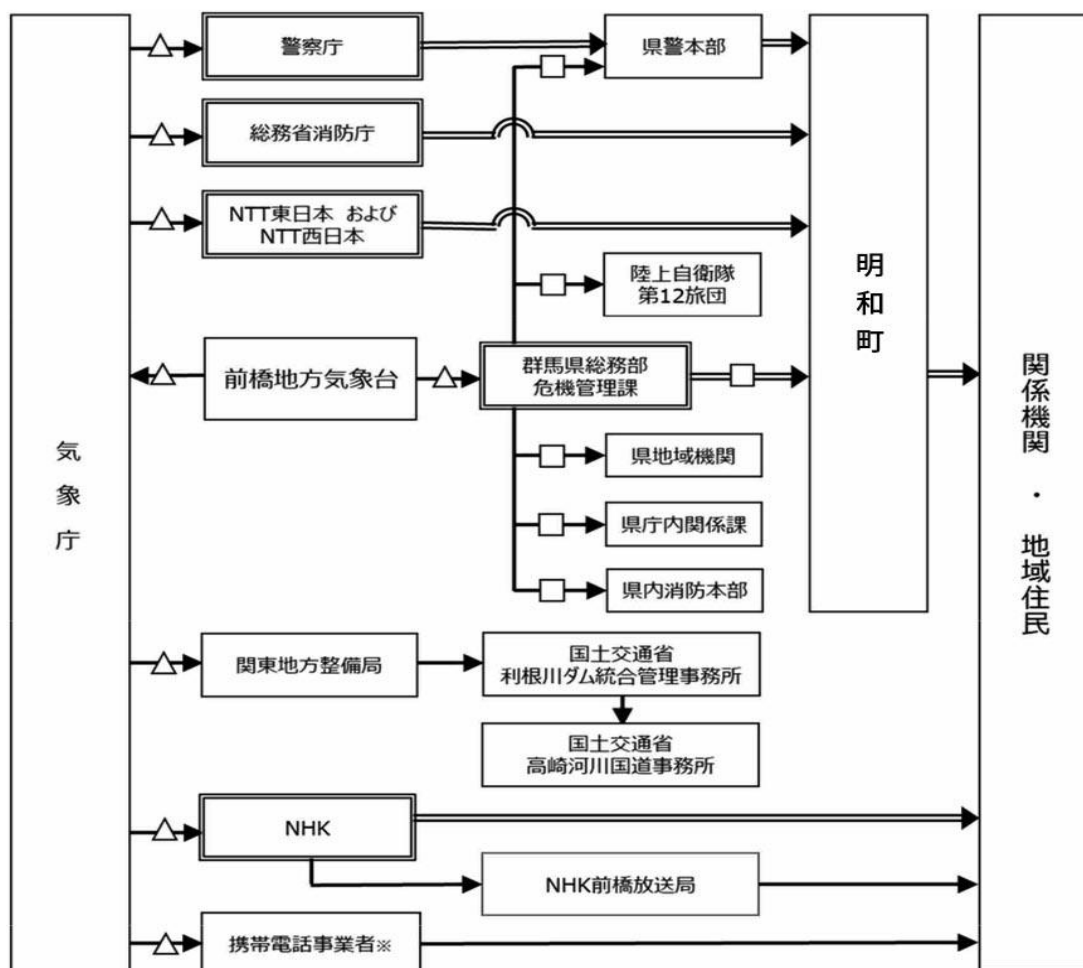
- (1) 町（防災総括部）は、県から風水害に関する気象警報等を受信したときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、防災行政無線、広報車、メール配信等により、速やかに周知する。また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう努める。なお、特別警報を受信したときは、直ちに住民等に周知する。
- (2) 放送機関は、前橋地方気象台から風水害に関する警報等を受信したときは、放送を通じて

第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策

住民等に周知する。特に、警報については速やかに周知するよう努める。

- (3) 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- (4) 鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止する。その際は、あらかじめ策定した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行う。また、県（交通政策課）は、鉄道事業者から計画運休の連絡を受けた場合は、関係部署及び町（防災総括部）等の関係機関に情報提供する。

気象警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりである。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

【資料編19P】警報・注意報発表基準一覧表

2 火災警報

町（防災総括部）は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発令する。

火災警報を発令した場合、町及び消防組合は、館林地区消防組合火災予防条例第29条の規定に基づく火の使用の制限について住民等に周知する。

3 水防警報・洪水予報・水位周知

利根川、渡良瀬川に洪水予報が発表された場合、又は谷田川に水位周知情報（特別警戒水位等の到達情報）が発表された場合、町（防災総括部、関係各部）は洪水浸水想定区域の住民、要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

利根川、渡良瀬川、谷田川に水防警報が発表された場合、町及び館林地区消防組合は、水防関係者にその旨を伝達する。

【資料編20P】水防警報の発表基準（国土交通省）

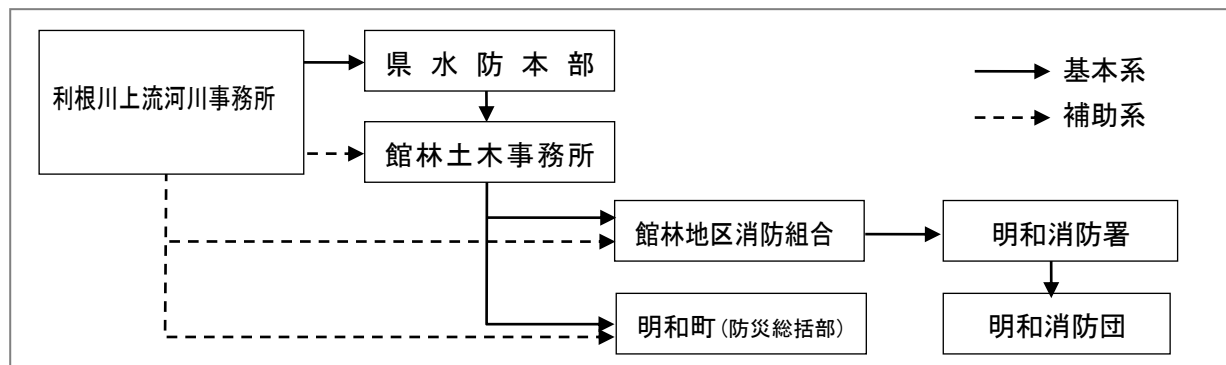
【資料編21P】水防警報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）

【資料編22P】洪水予報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）

【資料編23P】水防警報の発表基準（県）

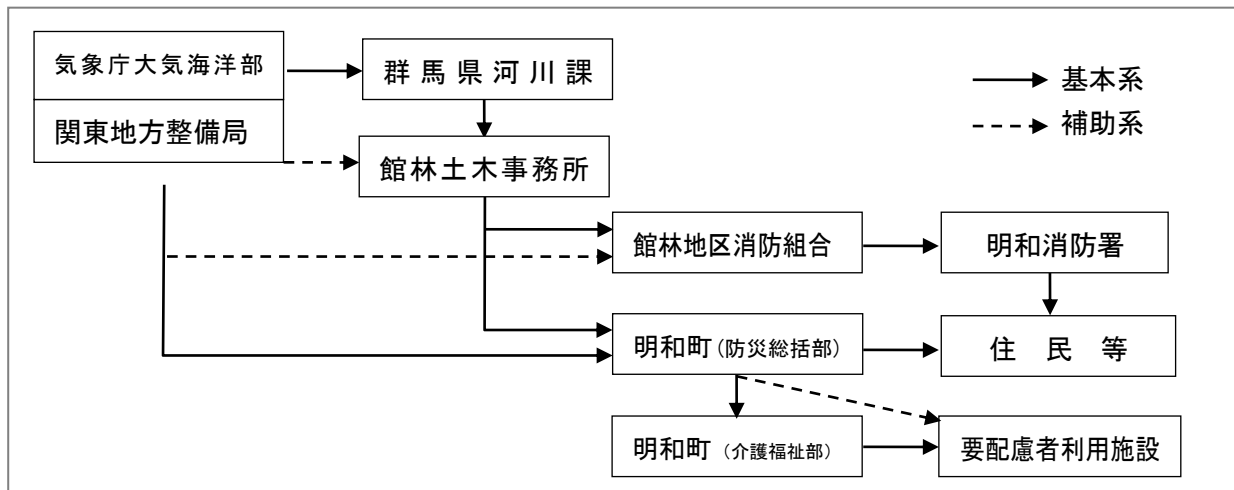
【資料編23P】水防警報・水位周知の実施区間・基準水位（谷田川・新堀川）

【資料編29P】要配慮者利用施設一覧

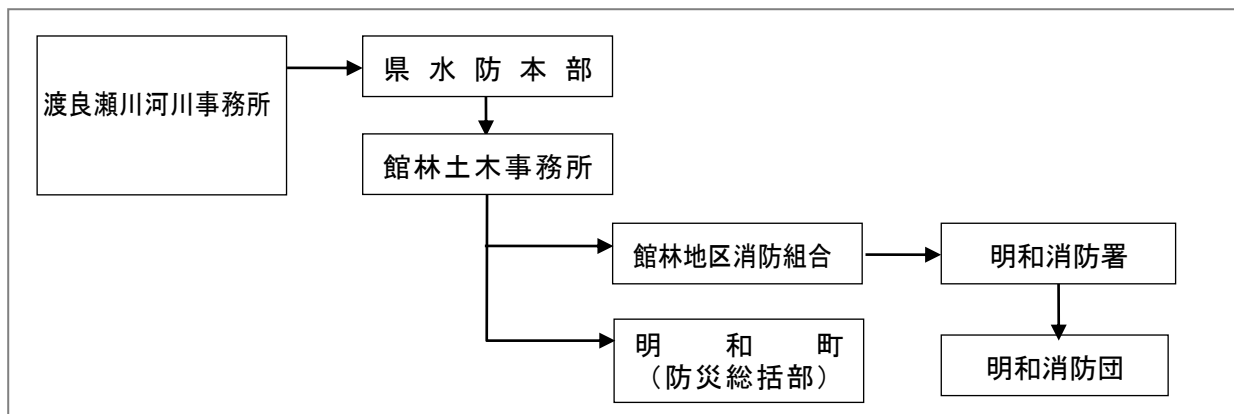


利根川水防警報の伝達系統

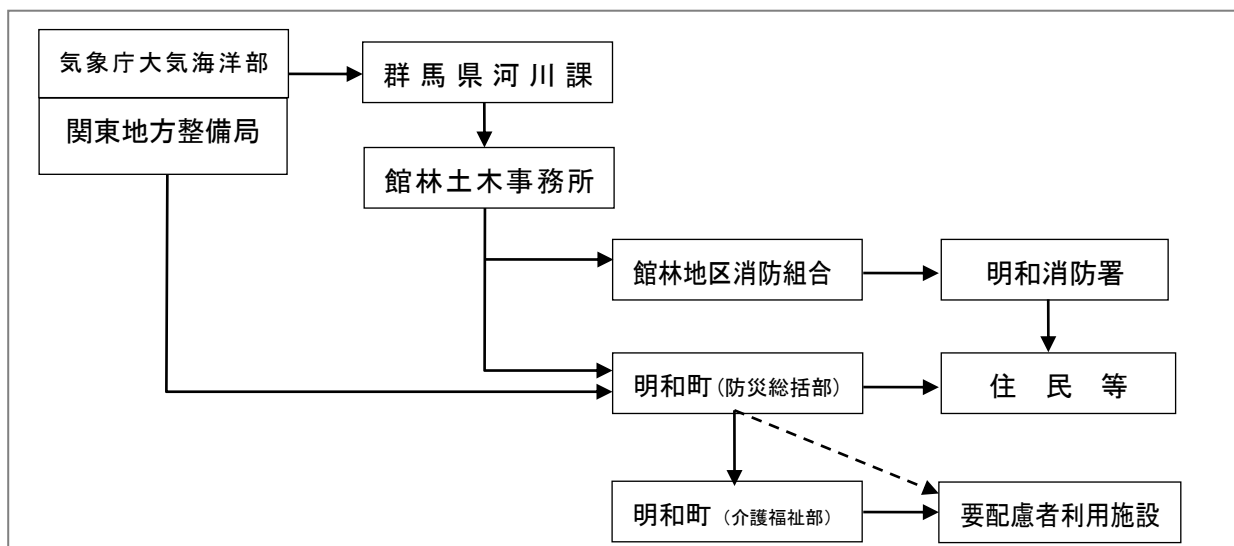
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策



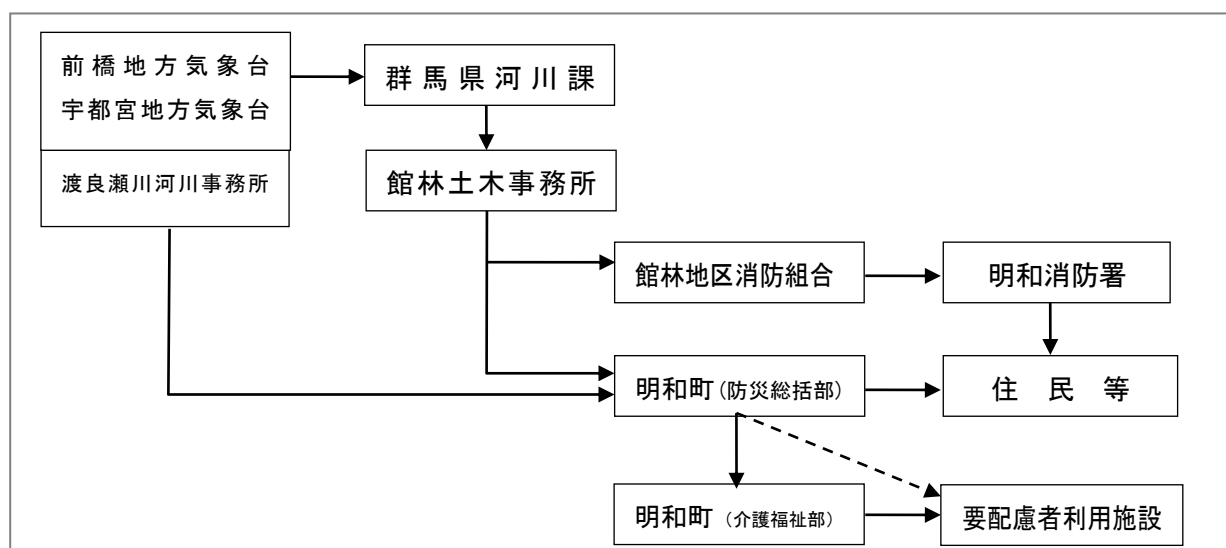
利根川洪水予報の伝達系統



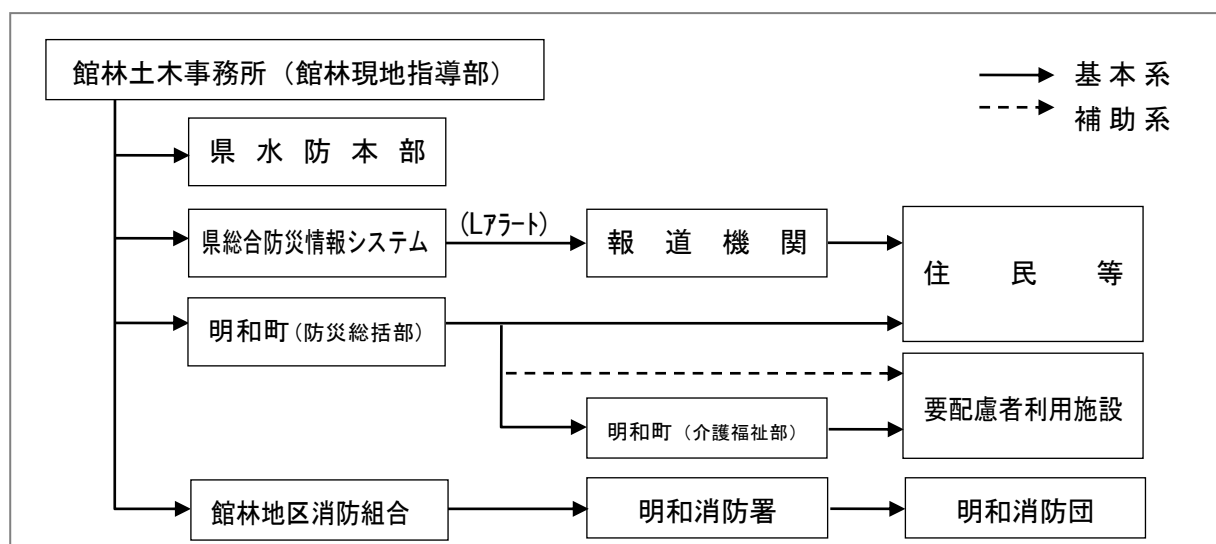
渡良瀬川水防警報の伝達系統



渡良瀬川下流部洪水予報の伝達系統



渡良瀬川上流部洪水予報の伝達系統



谷田川・新堀川の水防警報・水位周知の伝達系統

4 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した住民等は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

通報を受けた町長（防災総括部）は、前橋地方気象台、館林警察署へ直ちに通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長（防災総括部）に通報する。

第2 避難誘導

1 避難情報の判断・伝達

町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示、又は緊急安全確保の発令を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくな

第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策

るまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するように努める。

なお、避難情報が発令された場合の住民等の安全確保措置は次表のとおりとし、平時から住民等への周知に努める。

避難情報の警戒レベルと住民等の安全確保措置

【警戒レベル】 【発令者・発表者】	住民等の安全確保措置
【警戒レベル3】 高齢者等避難 【町長】	【高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示 【町長】	【全員避難】 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等であり、予想される災害に対応した広域避難による浸水想定区域以外への避難を基本とし、やむを得ない場合は指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 【町長】	【災害発生または切迫】※必ず発令される情報ではない ・命の危険 直ちに安全確保 ・立退き避難することがかえって危険である場合、命を守るための最善の行動をとり緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(注) 突発的な災害の場合、町長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(1) 避難情報の発令

町長ほか法令に基づき避難情報の権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報の発令を行う。町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

避難情報の発令基準は次表のとおりとし、町（防災総括部）は対象地区の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するように努める。

また、避難情報の対象地域、判断時期等の設定に当たっては、必要に応じて前橋地方気

第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策

象台、河川管理者（県、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）に助言を求める。
さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

避難情報の発令権者及び要件

発令者	種類	要 件	根 拠
町 長	災害全般 (指 示)	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は身体を保護する必要があるときは避難のための立退きを指示できる。また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは屋内待避等の安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第60条
知 事	災害全般 (指 示)	町長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	
警察官	災 害 全 般 (指 示)	町長が避難の立退きを指示できないとき、又は町長から要求があったときに、立退き避難又は屋内待避等の安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
		警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災 害 全 般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪 水 (指 示)	洪水により著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	水防法 第29条

第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策

避難情報の発令基準

レベル	対 象	基 準
レベル3 高齢者等 避難	利根川 渡良瀬川	○基準水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予測されている場合 ○基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達すると予測されている場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	谷田川 新堀川	○基準水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合（次のいずれかに該当） ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水警報の危険度分布が「警戒」の場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	内水氾濫	○大雨警報（浸水害）の危険度分布が「警戒」に達し、浸水被害が予想される場合
レベル4 避難指示	利根川 渡良瀬川	○基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○基準水位観測所の水位が堤防天端高を超えると予測されている場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合
	谷田川 新堀川	○基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合（次のいずれかに該当） ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」の場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合
	内水氾濫	○大雨警報（浸水害）の危険度分布が「非常に危険」に達し、浸水被害が予想される場合の場合
レベル5 緊急安全 確保	利根川 渡良瀬川	○基準水位観測所の水位が計画高水位に到達した場合 ○堤防の決壊、越水、漏水等が発見された場合
	谷田川 新堀川	○基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達した場合 ○堤防の決壊、越水、漏水等が発見され場合
	内水氾濫	○浸水被害が発見された場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき

※洪水の発生情報ではないが、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、気象庁が発表する。

【資料編22P】洪水予報の実施区間・基準水位等（利根川・渡良瀬川）

【資料編23P】水防警報・水位周知の実施区間・基準水位（谷田川・新堀川）

(2) 指定緊急避難場所の開放

第7節－第1－1「指定緊急避難場所の開放」による。

(3) 避難情報の伝達

町（防災総括部）は、防災行政無線、広報車、メール配信、テレビ・ラジオ放送等の複数の伝達手段を活用し、対象地区の住民等に迅速かつ的確に避難情報を伝達する。また、介護福祉部は、対象地区の要配慮者利用施設の管理者に避難情報の発令について直接連絡

する。

伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫し、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動をわかりやすく伝達することで、住民等の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難情報を発令する際は、次の事項を明示する。

ア 避難対象地区	イ 避難を必要とする理由
ウ 避難先※1（屋内安全確保を含む。）	エ 避難経路
オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）	

※1 洪水災害における避難先については、町外の避難場所（避難所）を優先する。町外の避難場所（避難所）は、洪水ハザードマップに従い、太田市、館林市、佐野市等の浸水しない地域への分散避難を伝達する。

【資料編29P】要配慮者利用施設一覧

(4) 町から関係機関への連絡

町（防災総括部）は、避難情報を発令したときは、その内容を速やかに館林行政県税事務所を経由して県（危機管理課）に連絡する。

館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、県（危機管理課）、館林警察署、館林地区消防組合等に直接連絡する。

(5) 避難情報の解除

町（防災総括部）は、避難情報の解除に当たり、十分に安全性の確認に努めるほか、必要に応じて、前橋地方気象台、関東地方整備局、県に対して助言等を求める。

2 避難誘導

町（消防部）、警察署は、相互に連携して次により避難誘導を行う。

ア 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。

イ 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

ウ 周囲の状況に注意し、緊急避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難を講ずる。

3 避難行動要支援者の支援

町（介護福祉部）は、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、自主防災組織等の協力を得て避難情報を確実に伝達する。

自主防災組織等の避難支援等関係者は、個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。なお、避難方法は徒歩を原則とするが、次の場合は車両の使用を認める。

ア 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

イ 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

4 警戒区域の設定

第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策

町長、知事、警察官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は関係法令に基づいて警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

町（防災総括部）は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
町 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知 事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官	同上	上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員、 消防団員	火災等	火災の発生現場	消防法 第28条第1項
警察官	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項
消防長、 消防署長	危険物の 漏洩等	危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第23条の2第1項
警察署長	同上	上記の場合で、消防長若しくは消防署長又は委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第23条の2第2項
消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条第1項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	水防法 第21条第2項

第3 広域避難

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や県外の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告する。

また、町（防災総括部）は、被害が広範囲に及ぶ場合、近隣市町村への広域避難が困難であることが想定されるため、相互応援協定を締結している遠方の自治体（静岡県掛川市、三重県明和町）との連携を災害協定に基づき行うものとする。

【資料編 8 P】災害協定一覧

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町（総務課）は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村へ

の受け入れについて、当該市町村に直接協議する。

- (2) 町（総務課）は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅延無く、報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目について「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、町長に通知するもの。
- (5) 協議元市町村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するもの。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町（総務課）は、1 (1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受け入れについて協議することを求める。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始のあと、遅延無く、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) (1)の協議を求めた市町村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理するものに通知するもの。

3 町による県外広域避難の協議等

- (1) 町（総務課）は、2 (1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議する。
- (2) 町（総務課）は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告する。
- (3) (2)の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。
- (4) 協議元市町村は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (5) (4)の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告す

る。

第4 災害未然防止活動

1 水防活動の実施

水防管理者（防災総括部、消防部）は、館林地区消防組合水防計画に基づいて河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者（館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）、農業用排水施設管理者、水門及びポンプ場等の管理者は 洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行う。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を町（防災総括部）及び警察署に通知するとともに一般に周知する。

第5 物資及び電力確保に関する事前対策

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

町（総務課）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 電力確保に関する事前対策

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する発電車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

項 目	町主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	各部、各防災関係機関
第2 通信手段の確保	防災総括部、各防災関係機関

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 災害情報の収集・連絡

町及び各他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集する。

情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。

また、報告する際は情報源を示して報告することで、情報の正確性を確保する。ただし、災害発生直後においては迅速性を優先するため、概括的な情報の報告で足りる。

1 情報収集担当

情報収集の項目と担当機関は次表のとおりとする。

なお、道路等の途絶によって孤立集落が発生した場合は、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路、ライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて町（防災総括部）、県、国等に連絡する。

町（防災総括部）は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

情報収集の項目と担当機関

項 目	情報収集機関	県担当部署	
		地域機関	県 庁
人的被害	町（住民保険部、健康子ども部、消防部）、警察署、消防本部	館林行政県税事務所	危機管理課
家屋被害	町（税務部）	〃	〃
火災	消防本部	〃	消防保安課
文教施設	〔町立〕町（学校教育部） 〔県立〕県教育委員会 〔私立〕県学事法制課	東部教育事務所	教育委員会
病院	—	館林保健福祉事務所	医務課
社会福祉施設	町（介護福祉部） 県社会福祉施設所管課	—	健康福祉課
道路、橋梁	町（都市建設部）、館林土木事務所、東日本高速道路(株)	館林土木事務所	道路管理課
河川	関東地方整備局、館林土木事務所、町（都市建設部）	館林土木事務所	河川課

第2章 災害応急対策 第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

項 目	情報収集機関	県担当部署	
		地域機関	県 庁
清掃施設	町（産業環境部）	東部環境事務所	廃棄物・リサイクル課
鉄道	東武鉄道(株)	—	交通政策課
水道	群馬東部水道企業団	館林保健福祉事務所	食品・生活衛生課
通信サービス	各電気通信事業者	—	危機管理課
都市ガス	東京ガス(株)	—	産業政策課
L P ガス	各L P ガス事業者	—	消防保安課
電気	東京電力パワーグリッド(株)	—	危機管理課
ブロック塀	町（都市建設部）	館林行政県税事務所	〃
農業・水産業	町（産業環境部）	東部農業事務所	農政課ほか
林業	町（産業環境部）	桐生森林事務所	林業政策課 森林保全課
商業・工業	町（産業環境部）、明和町商工会	館林行政県税事務所	産業政策課、経営 支援課、工業振興 課

2 町の情報収集・連絡

(1) 情報収集

町（各部）は、担当する情報項目について関係機関及び団体、区長等の協力を得て情報収集及び調査を実施する。防災総括部は、各部が収集・調査した情報を集約し、本部長に報告する。

なお、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町（住民保険部）は、住民登録の有無にかかわらず、警察等関係機関の協力を得て正確な情報収集に努める。

(2) 情報連絡

町（防災総括部）は次の災害報告要領等に基づき、国、県への災害報告を行う。

ア 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

(ア) 消防庁の「災害報告要領」及び「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告し、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

被害の拡大が予想されるときは、館林行政県税事務所から町に職員が派遣され、連絡に遺漏がないよう配慮される。

(イ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(ウ) 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

(エ) 具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

次の基準に該当する災害について覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1（災害概況）即報）により報告する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 一般基準<ol style="list-style-type: none">1) 災害救助法の適用基準に合致するもの2) 県又は町が災害対策本部を設置したもの3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの4) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの2. 個別基準<ol style="list-style-type: none">1) 洪水、浸水、河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの2) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの3) 積雪により、人的被害又は住家被害を生じたもの4) 積雪、道路の凍結等により、孤立集落を生じたもの3. 社会的影響基準<ol style="list-style-type: none">1) 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いもの |
|--|

② 被害状況即報

災害概況即報の後「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2（被害状況即報））により報告する。報告の頻度は次による。

- ・第1報は、被害状況を確認し次第報告。
- ・第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- ・災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

③ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領（災害確定報告）」により報告する。

イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町（各部）は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

ウ 情報共有

町（防災総括部）は、必要に応じて収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る

3 消防本部の情報収集・連絡

(1) 情報収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じて消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

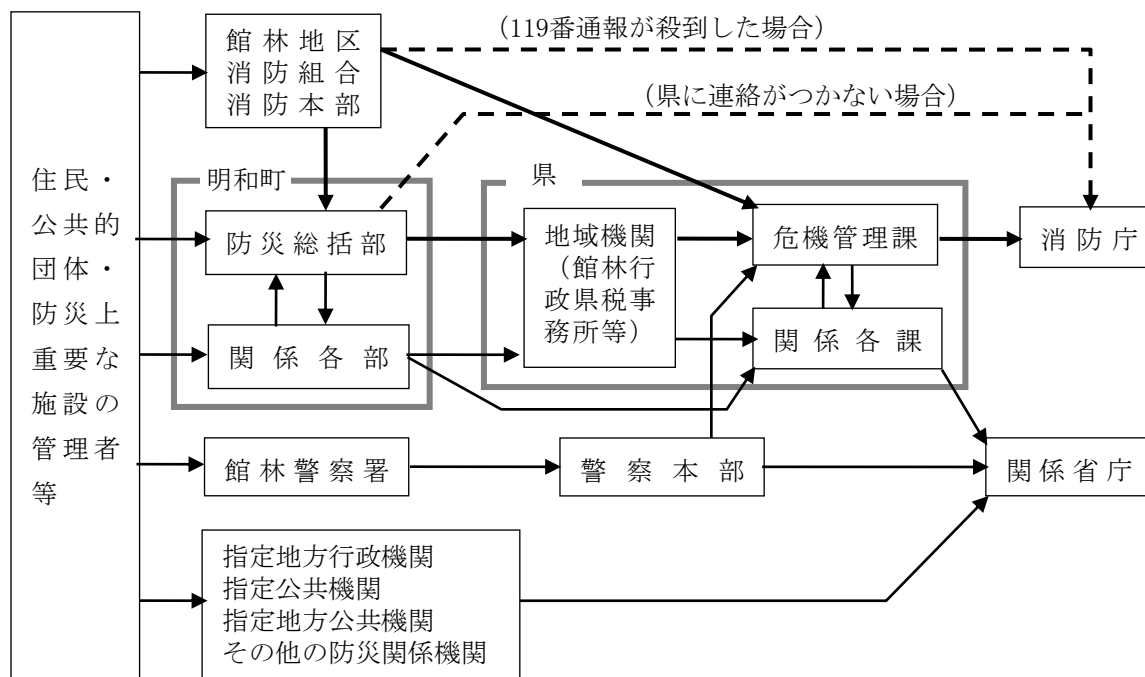
(2) 情報連絡

消防本部は、把握した災害情報を町及び県危機管理課に報告する。なお、119番通報が殺到したときは「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け 消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づきその状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告する。

4 その他の防災関係機関における収集・連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定められた方法により災害情報の収集、町、県、国等への連絡を行う。

【資料編24P】被害認定基準



情報連絡系統図

第2 通信手段の確保

町及び各防災関係機関は、自ら保有する通信手段の機能を維持するほか、必要に応じて他の機関が保有する通信手段を活用し、関係機関相互及び住民等への通信手段を確保する。

また、県、町（防災総括部）、電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

1 通信の確保

町（防災総括部）及び各防災関係機関は、保有する県防災行政無線、電話（災害時優先電話、一般電話、ファックス、携帯電話、衛星携帯電話等）、インターネット等の通信手段の設備や回線の疎通状況等を確認し、関係機関相互及び住民等への通信手段を確保する。

なお、電話回線が輻輳している場合は、災害時優先電話を発信専用として使用する。

また、設備の被災や回線の不通により通信支障が生じた場合は、設備の応急復旧や電気通信事業者に対する優先復旧の要請等を行う。

2 非常通信手段の確保

町（防災総括部）及び各防災関係機関は、保有する通信手段の機能を確保できない場合や通信手段が不足する場合、関係法令の活用や関係団体の協力により非常通信手段を確保する。

(1) 法令等に基づく非常通信手段の確保

町及び各防災関係機関は、災害対策基本法及び電波法による次の規定を活用し、他の機関が保有する通信設備や放送事業者の放送施設を活用する。

根拠（利用機関）	利用設備等	通信内容
災害対策基本法 第57条（県、町）	警察通信設備（警察署）、水防通信設備（関東地方整備局河川事務所）、航空保安通信設備、鉄道通信設備（東武鉄道（株））、鉱業通信設備、消防通信設備（消防署）、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備（NTT） 放送事業者（NHK、民放各社）の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
災害対策基本法 第79条（県、町、指定地方行政機関）	（第57条と同じ）	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信
電波法第52条 （各防災関係機関）	各無線局	有線通信が利用できず、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のための無線通信

(2) アマチュア無線の活用

明和町アマチュア無線クラブとの災害協定を活用し、町本部と町内各地及び関係機関との情報連絡について同クラブに協力を要請する。

【資料編8P】災害協定一覧

第3節 活動体制の確立

項 目	町主担当及び関係機関
第1 町の職員配備	各部
第2 町の本部設置	各部
第3 広域応援の要請	防災総括部、館林地区消防組合、県
第4 自衛隊の災害派遣要請	防災総括部、消防部、館林地区消防組合、県、館林警察署

町及び各防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害を防止し、又は被害を最小限に止める活動体制及び応援協力体制を速やかに確立する。

第1 町の職員配備

1 配備体制の決定

(1) 配備

風水害のおそれがある場合、又は発生した場合、次の基準により町職員の配備体制をしる。

町（防災総括部）は、次の基準に関する情報の収集、監視を行い、基準に該当するおそれがある場合は直ちに総務課長にその旨を報告する。なお、勤務時間外に宿日直者が配備基準に該当する情報や通報等を受信したときは、直ちに総務課長にその旨を報告する。

基準に該当する場合、又は該当するおそれがある場合、総務課長は町長にその旨を報告し、町長は配備体制を決定する。なお、初期動員については総務課長が決定できるものとし、決定した場合はその旨を町長に報告する。

体制	配備基準（具体的な目安）	配備体制（配備職員数の目安）
初期動員	気象警報等の発表にかかわらず、災害要因の発生におそれが認められるとき。 ・災害警戒本部の設置基準に該当	災害警戒本部を設置し、情報の収集・連絡活動を円滑に行い得る必要最小限度の体制 (全職員の15%)
1号動員	警報等が発表され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。 ・災害対策本部の設置基準に該当 ・高齢者等避難の発令基準に該当	災害対策本部を設置し、各部の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制 (全職員の45%)
2号動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・避難指示の発令基準に該当	災害対策本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制 (全職員の80%)
3号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・災害救助法の適用基準に該当	災害対策本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制 (全職員)

第2章 災害応急対策 第3節 活動体制の確立

(2) 配備職員

各部の配備職員数は次表を基準とし、具体的な人数や職員は別途定める。

各部・配備体制別の配備人数の基準

部 名	係 名	初期動員		1号動員	2号動員	3号動員				
防 災 総 括 部	総務係	課長	係長以上	全員	全員	全員				
	情報広報係		全員							
	危機管理係									
	秘書政策係	室長	係長以上							
	企画財政係									
税 務 部	住民税係	課長	一	係長以上	主査以上					
	固定資産税係									
	収納係									
住 民 保 険 部	住民係	課長								
	保険年金係									
健康こども部	健康づくり係	課長								
	こども支援係									
介 護 福 祉 部	福祉係	課長								
	介護保険係									
	地域包括支援係									
産 業 環 境 部	農政係	課長								
	商工係									
	環境保全係									
	農業委員会事務局									
都 市 建 設 部	建設第1係	課長								
	建設第2係									
	下水道係									
	都市開発係									
会 計 部	出納係	課長								
議 会 部	議会事務局	局長								
学 校 教 育 部	総務係	課長								
	学校教育係									
	学校指導係									
	学校給食センター									
	明和こども園									
生 涯 学 習 部	社会教育係	課長								
	スポーツ振興係									
	中央公民館									
	文化振興係									
	海洋センター									
動 員 職 員 数	(派遣・育休・時短除く)	12人				6人		57人	101人	123人
消 防 部	明和消防署	署長				全員		全員	全員	全員
	消防団	団長				副分団長以上		全員	全員	

2 職員の動員

配備体制が決定した場合、総務課長は、副町長、教育長、消防署長、消防団長、各課長へその旨を連絡する。また、各課長は所属職員に連絡する。

その他勤務時間の内外に応じて次の方法で配備体制を連絡し、動員を指示する。

(1) 勤務時間内

総務課長は、庁内放送で配備体制等を周知する。

各職員は、正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

(2) 勤務時間外

ア 動員連絡

各課長は、あらかじめ作成した連絡網により所属職員に連絡する。なお、電話等の輻輳により連絡が困難な場合は、必要に応じて防災行政無線放送で配備体制を周知する。

イ 待機行動

各職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集し、自らの配備基準に該当する事態が発生し、又は発生すると予想される場合は、動員に備えて自宅等で待機する。

ウ 参集行動

勤務時間外に動員の指示を受けた場合、職員は通常の勤務場所に参集する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告する。なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの町の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

また、指定緊急避難場所開設担当職員（注）は、本部長から緊急指定避難場所開設の指示があったときは、役場に参集後、あらかじめ指定された指定緊急避難場所を開設し、避難者の受入れを行う。

（注）「指定緊急避難場所開設担当職員」は、毎年度当初に町長が任命する。

第2 町の本部設置

1 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

次のいずれかの基準に該当するときは、明和町災害対策本部又は明和町災害警戒本部（以下「町本部」という。）を設置する。

種別	設置者	設置基準	廃止基準
災害対策本部	町長	1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法が適用されたとき、又は適用される見込みのとき。 2) 次の場合で町長が必要と認めたとき。 ① 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。 ② 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合。	1) 災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害警戒活動が概ね終了したと認める場合。
災害警戒本部	総務課長	1) 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要と認めるとき。 2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要と認めるとき。	1) 災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認める場合。 2) 災害対策本部を設置したとき。

(2) 設置場所

町（防災総括部）は、明和町役場庁舎に本部を設置する。なお、被災等により庁舎が使用できない場合は、館林地区消防組合消防本部に設置する。

また、設置した施設の正面玄関等に、「明和町災害対策本部」の看板を設置する。

(3) 設置の通知

町（防災総括部）は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに消防本部、館林警察署、県（危機管理課、館林行政県税事務所）、報道機関その他関係機関に、県防災行政無線、電話、ファックス等でその旨を通知する。

また、職員に対しては動員連絡の方法に準じて周知するほか、住民等に対しては防災行政無線、お知らせメール等で広報する。

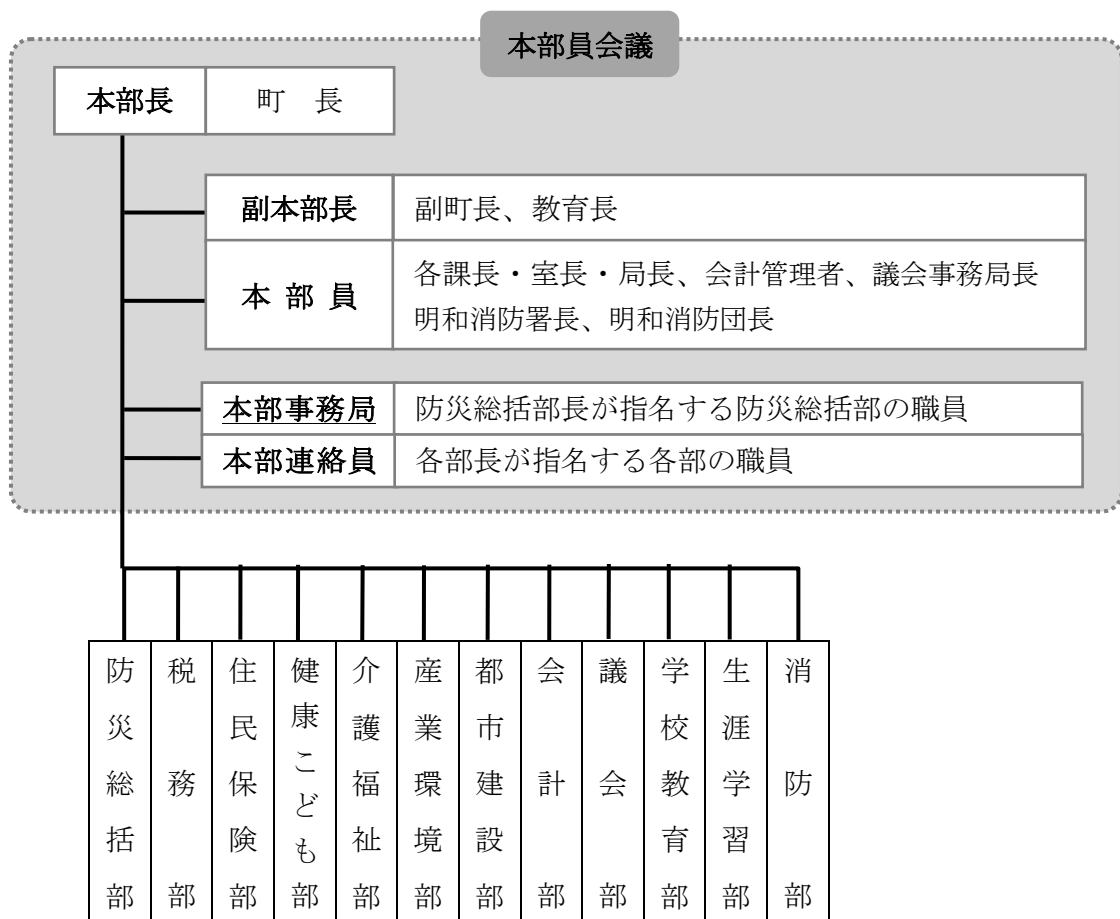
2 災害対策本部組織の確立・運営

(1) 災害対策本部組織の確立

町（防災総括部）は、明和町災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。

明和町災害対策本部の機能・職務等

	機能・職務等
本部員会議	本部長、副本部長、本部員及び本部員が必要と認める職員（以下「本部員等」という。）で構成し、本部長の招集により次の事項を審議する。 ① 災害対策の基本方針の決定 ② 災害対策、活動体制等の総合調整 ③ その他重要事項の決定 また、審議事項に応じて関係する本部員等に限って会議を開催することができる。この場合、審議事項及び決定事項等を本部員等に報告する。
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部事務局	本部員会議の庶務、本部員及び本部連絡員との連絡調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、各部との連絡調整、本部員会議への報告等を行う。
部	所掌する事務（別表参照）を実行する。



明和町災害対策本部組織図

【資料編 5 P】 明和町災害対策本部条例

(2) 災害対策本部の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長である町長の権限により行われるが、町長不在時、又は事故あるときは、以下の順位により権限を委任する。

第1順位	副町長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

(3) 部編成及び事務分掌

災害対策本部の部編成及び事務分掌は次表のとおりとする。

明和町災害対策本部の部編成及び事務分掌

部	局・係	分掌事務
防災総括部 ◎総務課長 ○政策室長	総務係	①災害対策本部の設置・運営に関すること
	情報広報係	②災害対策の総括、総合調整に関すること
	危機管理係	③本部長の指示、指令の発信に関すること
	秘書係	④職員の動員、配置に関すること
	企画財政係	⑤地震・気象・河川情報の収集伝達に関すること
	車両管理係	⑥国、県、関係機関・団体との総合的な連絡・調整に関すること
		⑦各部・関係機関からの災害情報の収集・整理に関すること
		⑧避難情報の発令及び伝達に関すること
		⑨県、他市町村、自衛隊等への総合的な応援・派遣の要請・受入れに関すること
		⑩警察、消防、自主防災組織、交通指導員との連絡調整に関すること
		⑪災害広報、報道対応に関すること
		⑫災害記録、写真、資料等の総括に関すること
		⑬災害対策車両の調達、配車、届出に関すること
		⑭通報等の受付、関係部・関係機関への伝達に関すること
		⑮災害視察等の対応に関すること
		⑯災害対策関係予算、災害救助費用等の総括に関すること
		⑰庁舎の保全、本部室の設営に関すること
		⑱町有財産の被害調査等の総括に関すること
		⑲電力・電話・水道の災害情報、復旧に関すること
		⑳燃料等の共用資材の調達に関すること
		㉑復興計画に関すること
		㉒職員への情報発信に関すること
		㉓被災者台帳の統括に関すること
税務部 ◎税務課長 ○住民税係長	住民税係	①被害家屋認定調査及び罹災証明並びに被災証明に関すること
	固定資産税係 収納係	②町税の災害特例措置に関すること
住民保険部 ◎住民保険課長 ○住民係長	住民係	①住民の安否情報の整理、照会対応に関すること
	保険年金係	②災害相談窓口の設置・運営に関すること
		③外国人の支援に関すること
		④遺体の収容、埋火葬に関すること
健康こども部 ◎健康こども課長 ○健康づくり係長	健康づくり係	①被災者の医療救護、保健衛生に関すること
	こども支援係	
介護福祉部 ◎介護福祉課長 ○福祉係長	福祉係	①義援金の募集・配分に関すること
	介護保険係	②福祉避難所の開設・運営・管理に関すること
	地域包括支援係	③災害弔慰金・支援金等の支給・貸付けに関すること

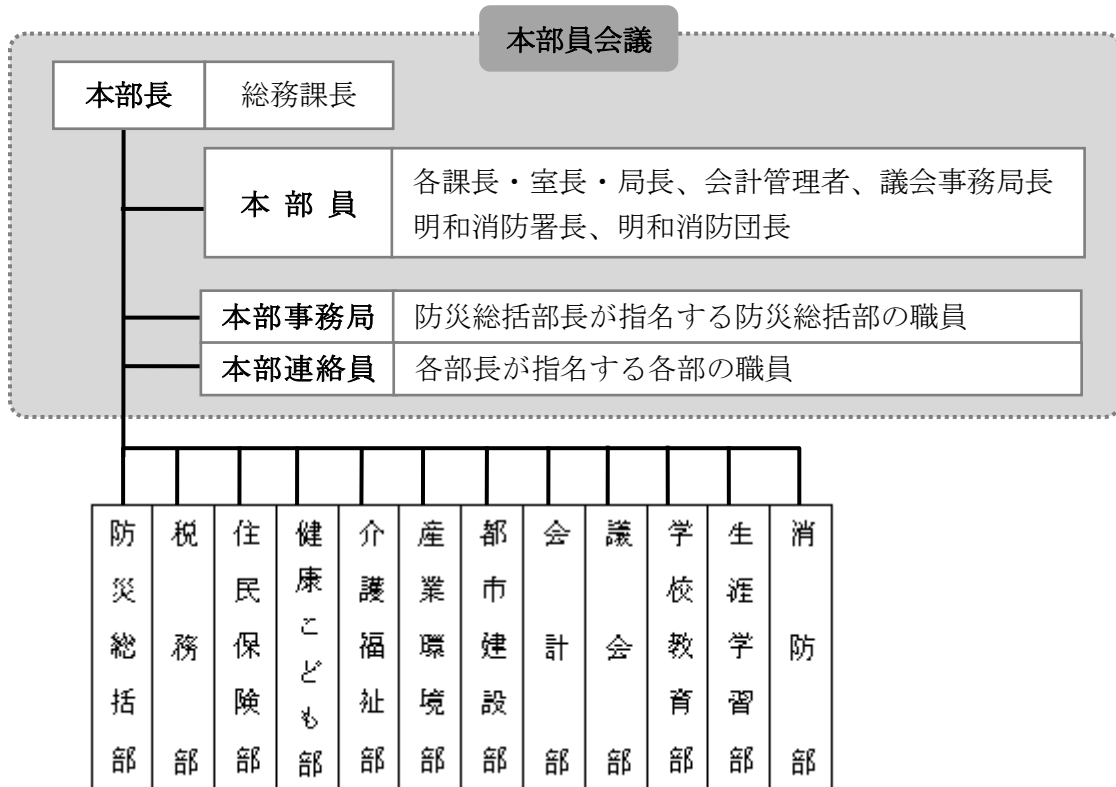
第2章 災害応急対策 第3節 活動体制の確立

部	局・係	分掌事務
		④要配慮者の支援に関すること ⑤災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
産業環境部 ◎産業環境課長 ○農政係長	農政係 商工係 環境保全係 農業委員会 事務局	①商工業の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		②食料・生活物資の調達・避難所等への供給に関すること
		③商工会等との連絡に関すること
		④農業・畜産業の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		⑤被災地の環境汚染に関する調査、応急対策に関すること
		⑥災害廃棄物、し尿の処理に関すること
		⑦仮設トイレの調達、配置に関すること
		⑧被災動物等の保護に関すること
都市建設部 ◎都市建設課長 ○建設第1係長	建設第1係 建設第2係 下水道係 都市開発係	①河川・水路の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		②道路・橋梁の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		③下水道の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		④被災家屋の応急修理、住居障害物の除去に関すること
		⑤公園・緑地等の災害活用(臨時ヘリポート等)に関すること
		⑥応急仮設住宅の供給に関すること
		⑦建物・宅地の危険度判定に関すること
		⑧建設業者との連絡調整に関すること
		⑨応急給水に関すること
会計部 ◎会計課長 ○出納係長	出納係	①災害経費の出納に関すること
		②防災総括部の協力に関すること
議会部 ◎議会事務局長 ○議会事務局係長	議会事務局	①町議会議員との連絡調整に関すること
		②町議会災害対策会議に関すること
		③防災総括部の協力に関すること
学校教育部 ◎学校教育課長 ○総務係長	総務係 学校教育係 学校指導係 学校給食 センター こども園	①避難所の開設・運営(学校等に限る。)に関すること
		②応急教育に関すること
		③被災児童・生徒等の学用品の確保に関すること
		④炊き出し(学校給食センターに限る。)に関すること
生涯学習部 ◎生涯学習課長 ○社会教育係長	社会教育係 スポーツ振興係 中央公民館 文化振興係 海洋センター	①避難所の開設・運営(学校等を除く。)に関すること
		②文化財の災害情報・応急対策に関すること
消防部 ◎明和消防署長 ○明和消防団長	明和消防署 明和消防団	①水防活動に関すること
		②火災の予防・警戒・鎮圧・調査に関すること
		③被災者の救出に関すること
		④行方不明者、遺体の捜索に関すること
		⑤避難誘導に関すること
各部共通		①管理施設の保全及び利用者の安全確保に関すること
		②所管施設の災害情報・応急対策・復旧に関すること
		③所掌事務に係る専門機関・団体との連絡調整に関すること
		④所掌事務の実施状況等の記録に関すること(災害救助法の適用事務、被災者台帳の対象事務は、帳簿等の作成を含む。)
		⑤他の部、避難所運営等の協力に関すること
		⑥本部長の特命事項に関すること

3 災害警戒本部組織の確立・運営

(1) 災害警戒本部組織の確立

明和町災害警戒本部の組織体制は次のとおりとする。なお、本部の機能・職務等は災害対策本部に準ずる。



(注)本部員は、災害の状況に応じて必要な職員のみで構成する。

部は、災害の状況に応じて災害警戒活動に必要な部のみで構成する。

明和町災害警戒本部組織図

(2) 災害警戒本部の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長である総務課長の権限により行われるが、総務課長不在時、又は事故あるときは、総務課政策室長又は都市建設課長に権限を委任する。

(3) 部編成及び事務分掌

災害警戒本部の部編成及び事務分掌は、災害対策本部に準ずる。

4 職員の配置・応援等

(1) 職員の配置・健康管理

各部長は部の職員の参集状況に応じて部の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

また、指定緊急避難場所開設担当職員は、原則として避難所開設から3日後に避難所担当部（学校教育部、生涯学習部）の職員に交替させる。

本部連絡員は部の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を防災総括部に随時報告する。

(2) 職員の応援

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を防災総括部長に要請する。

防災総括部長は、各部の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各部長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、庁内の職員では対応できない場合は、他の自治体等への応援要請を行う。

5 関係職員への情報発信

防災総括は災害対策本部の情報を共有するため、SNS等を活用して関係職員に情報を発信する。また、災害用簡易ホームページへの切り替えを行い、住民等への情報を発信する。

6 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を現場近くの町有施設等に設置し、副本部長及び本部員の中から現地災害対策本部の本部長、本部員等を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難情報の発令（災害対策基本法第56条・第60条、町長の権限）② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）④ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合） |
|---|

7 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて本部員会議に防災関係機関の職員の出席を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県の先遣隊が派遣された場合や現地災害対策本部が町内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保して十分な連絡調整を行う。

その他、館林地区消防組合水防計画に基づき水防本部が設置された場合は、水防本部と連携して災害対策を推進する。

第3 広域応援の要請

災害発生時に、町のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町村、県等に応援を要請し、活動体制を補完する。

1 町が行う応援の要請

町（防災総括部）は、必要に応じて他の市町村又は県等に対し応援を要請する。応援の要請の種類及びその内容は次のとおりとし、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に基づく体制、手順で実施する。

(1) 他市町村に対する応援の要請

相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村長に対して応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、町長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対して総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対して総括支援チームの派遣を要請することができる。

【資料編8P】災害協定一覧

2 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町（防災総括部）は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求める。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

3 消防機関が行う応援の要請

(1) 消防本部（館林地区消防組合）は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請する。

(2) 消防本部（館林地区消防組合）は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

4 受援体制の確立

町（防災総括部）及び防災関係機関は、他の団体からの応援が決定したときは、次の体制を確立する。

- (1) 受援部門や連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。
- (2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート 臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。

5 応援体制の確立

町（防災総括部）は、相互応援協定を締結する他市町村において大規模災害が発生したときは、速やかに当該市町村を応援する体制を確立する。

- (1) 被災地の情報を収集して応援内容を検討し、応援体制や職員派遣を準備する。
- (2) 先遣隊を含め、応援職員を被災地に派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮して職員を選定する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

6 国の機関及び県の代行措置

(1) 県の代行措置

災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関の代行措置

災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

第4 自衛隊の災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の派遣活動の範囲は次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索活動を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令代1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 要請の手続き

町長（防災総括部）は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、次の手順で要請する。

(1) 災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理課）に要求する。

(2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

(3) (1)の要求をしたときに、その旨及び町の地域に係る災害の状況を、第12旅団長に通知することができる。

(4) 通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対

策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。

- (5) 前項の通知をしたときは 災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき速やかにその旨を知事に通知する。

【資料編 様式7P】自衛隊災害派遣要請依頼書

【資料編11P】防災関係機関連絡先一覧

3 災害派遣部隊の受入れ

町（防災総括部）は、災害派遣部隊の受入れに当たり、派遣部隊の集結地・宿营地・臨時ヘリポート、派遣部隊との連絡体制、派遣部隊の作業計画、作業に必要な資機材等を準備する。

なお、集結地・宿营地・臨時ヘリポートの候補地は、は県立館林商工高等学校とする。

4 自衛隊の自主派遣

第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）する。

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
- エ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第12旅団長又は第12後方支援隊長は 自主派遣を行ったときは 速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

5 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づく次の権限を行使できる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

第1節－第2－4「警戒区域の設定」参照。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

災害応急措置のため緊急のときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合、次の措置を講ずることができる。

- ア 他人の土地建物その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずる

- ウ 住民又は現場にいる者を当該応急措置の業務に従事させる。
- エ 以上の措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- オ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。
- カ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

6 災害救助活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であることから、必要に応じて県の現地災害対策本部又は明和町災害対策本部に県、県警察（館林警察署）、町（消防部）、消防本部（館林地区地区消防組合）及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する

7 派遣要請後の変更手続

町長（防災総括部）は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

8 派遣部隊等の撤収要請

町長（防災総括部）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

9 費用負担

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

これらの費用以外の費用については、派遣を受けた町と自衛隊とで協議して負担区分を定める。

なお、派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

項 目	町主担当及び関係機関
第1 浸水被害の防止	都市建設部、消防部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、農業用排水施設管理者、水門・水路等の管理者
第2 風倒木による二次災害の防止	都市建設部、館林土木事務所
第3 被災宅地の二次災害防止	都市建設部
第4 雪害の拡大防止	都市建設部、館林土木事務所
第5 危険物等の二次災害対策	消防部、県、館林警察署、危険物等管理者

風水害は時間の経過とともに被害が拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが重要である。

また、風水害は、堤防等の被害や風倒木による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1 浸水被害の拡大防止

- 1 水防管理者（都市建設部、消防部）は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。
- 2 河川管理者（館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）、農業用排水施設管理者、水門・水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

第2 風倒木による二次災害の防止

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて管理道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

第3 被災宅地の二次災害対策

町（都市建設部）は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保する。

第4 雪害の拡大の防止

- 1 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施する。
- 2 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局（群馬運輸支局）を中心とする関係機関は、車両の停留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、停留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支線体制を構築し、停留車両の乗員に対し救援物資の艇挙や避難所の一時避難の支援等を行う。

第2章 災害応急対策 第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

- 3 町（都市建設部）は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、生活道路の除雪を促進するとともに必要に応じ支援を行うよう努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行う。

第5 危険物等の二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物その他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防署、警察署等に連絡する。
- (2) 毒物・劇物その他の有害物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防署、警察署等に連絡する。
- (3) 県（消防保安課・薬務課・環境保全課）、警察署、町（消防部）は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第6 空家の二次災害対策

- (1) 町（産業環境部）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5節 救助、救急及び医療活動

項 目	町主担当及び関係機関
第1 救助・救急活動	消防部、県、館林地区消防組合、館林警察署、各事業所、自主防災組織、住民、自衛隊
第2 医療活動	健康こども部、県、館林保健福祉事務所、(一社)館林市邑楽郡医師会、(一社)館林邑楽歯科医師会、(一社)群馬県薬剤師会(館林邑楽薬剤師会)

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことを、住民の生命・身体の安全を守るための最優先課題とする。

第1 救助・救急活動

1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、町役場、消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受ける。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防、警察等による救助・救急活動に協力する。

2 消防及び警察による救助・救急活動

消防機関（消防部、館林地区消防組合）及び警察署は、次により救助・救急活動を行う。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機类等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防本部（館林地区消防組合）は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、速やかに知事（医務課）に報告する。

3 町の対応

町（消防部）は、災害救助法の適用時に必要となる救助活動の記録簿の整備や証拠書類の保存等を行う。

【資料編51P】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県（危機管理課）、町（消防部）及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

5 安否不明者の絞り込み

町（住民保険部）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力や安否情報確認システム等を用いて積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、必要と認めるときは、町（住民保険部）と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、県は、発災時に安否不明者の氏名等の講評や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町（住民保険部）と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

6 被災地域外の町としての役割

町（消防部）は、町が被災地域外である場合、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

7 関係機関の連携

- (1) 町（消防部）、消防本部、警察、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用することにより、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。
- (3) 東日本高速道路（株）、県は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救

命活動への支援を行う。

8 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行し、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

なお、救助活動に必要な重機等が不足する場合、町（都市建設部）を通じて建設業協会等と連絡調整して救助現場に手配する。

9 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

10 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関（消防部、館林地区消防本部）は必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2 医療活動

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

1 被災地の医療機関の医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては 必要に応じて町（健康こども部）又は県（消防保安課又は医務課）等に要請してヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の編成

町（健康こども部）は、多数の負傷者が生じ、町内で負傷者のトリアージや軽症者の応急措置を行う必要がある場合、（一社）館林市邑楽郡医師会、（一社）館林邑楽歯科医師会、（一社）群馬県薬剤師会（館林邑楽薬剤師会）、群馬県看護協会（館林支部）の協力を得て救護所の設置及び救護班の配置を行う。

ア 救護所は町役場2階に設置し、医師等で編成する救護班を配置する。

イ 救護所の設置及び救護班の編成を行ったときは県（医務課）に報告するとともに、救護班の派遣を要請する。

なお、県（医務課）は、医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。また、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎの適切な実施に努める。

3 後方医療の確保

町（健康こども部）は、地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認める場合、又は多数の負傷者が生じ地域内での医療機関で対応できない場合、災害拠点病院（公立館林厚生病院、太田記念病院等）や被災地域外の医療機関に対する重傷者の受入れ等の後方医療の確保を県（医務課）に求める。

また、県（医務課）は、確保された後方医療機関に関する情報を町（健康こども部）に連絡する。

なお、後方医療機関への傷病者の搬送は、緊急通行車両又は必要に応じてヘリコプターの活用を県に要請する。

4 被災者のこころのケア対策

県（障害政策課）は、町（健康こども部）、関係機関・団体等と連携し、災害による被災

者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、以下の活動を行う。

- (1) こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- (2) こころのケア対策現地拠点の設置
- (3) 精神科医療の確保
- (4) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣及び受入れ
- (5) こころのホットラインの設置と対応
- (6) その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

5 薬剤師の確保

(1) 薬剤師班の派遣要請

町（健康こども部）は、救護所や指定避難所等における医薬品管理、服薬指導等を行う薬剤師が不足する場合、県（薬務課）を通じて県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(2) 群馬県在宅保健師「さちの会」災害支援ボランティアの派遣要請

町（健康こども部）は、被災住民の健康管理、健康相談などが長期化する場合、必要に応じて群馬県在宅保健師「さちの会」に災害支援ボランティアの派遣を要請する。

6 医薬品及び医療資機材の確保

町（健康こども部）は、救護所や避難所等で必要となる医薬品又は医療資機材が不足する場合、県（薬務課）を通じて県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項 目	町主担当及び関係機関
第1 交通の確保	防災総括部、都市建設部、消防部、館林土木事務所、館林警察署
第2 緊急輸送	防災総括部、産業環境部、県

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。また、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮し、優先順位は次のとおりとする。

第1段階	1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3) 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1) 第1段階の続行 2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1) 第1段階、第2段階の続行 2) 災害復旧に必要な人員及び物資 3) 生活必需品

第1 交通の確保

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施する。

1 交通状況の把握

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路管理課、危機管理課）及び町（都市建設部、防災総括部）と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施する。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を

取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの（いわゆる消防車）
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの（いわゆる救急車）
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（1に掲げるものを除く。）
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当（当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る）のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができ体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
- 8 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る）の探査のための出動に使用するもの。
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る）のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。
- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路管理課、危機管理課）、町（都市建設部、防災総括部）その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。
- (4) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行う。
- (5) 警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じる。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置を

とる。

- (7) 県公安委員会（警察本部、館林警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (8) 県（道路管理課、危機管理課）及び町（都市建設部、防災総括部）は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県公安委員会（県警察本部、館林警察署）にその旨を連絡する。
- (9) 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、道路の通行が危険であると認められる場合は警察署及び他の道路管理者に連絡し、通行規制その他必要な措置を講ずる。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、その管理する道路について、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。
- (2) 警察、消防機関（消防部）及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力する。
- (3) 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。
なお、運転者がいない場合等は、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。
- (4) 知事（道路管理課）は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、道路管理者である町（都市建設部）に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。
- (5) 道路管理者（都市建設部、館林土木事務所）は 民間団体等との応援協定等に基づき 道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努める。
- (6) 県（道路管理課）は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、他の道路管理者（都市建設部）に対して応急復旧等の実施を要請する。

4 航空輸送拠点の確保

負傷者や物資の緊急輸送のためヘリコプターによる輸送が必要な場合、町（都市建設部）は、必要に応じてヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保する。

【資料編32P】ヘリポート適地一覧

第2 緊急輸送

1 輸送手段の確保

町、防災関係機関は、次により輸送手段を確保する。

(1) 自動車の確保

自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

なお、町においては、防災総括部が町有車両を集中管理し、各部の需要や緊急度に応じた

配車を行う。

また、群馬県トラック協会、群馬県バス協会などの運送事業者である指定（地方）公共機関に対して緊急輸送を要請する場合は、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して県（危機管理課、交通政策課）に要請する。

(2) 鉄道の確保

町（防災総括部）は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

町（防災総括部）は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合、県（危機管理課、消防保安課）にヘリコプターによる輸送を要請する。

2 緊急通行車両の申請

町（防災総括部）、防災関係機関は、緊急通行車両の届出済証の交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。また、交付された標章を当該車両に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

なお、届出済証の事前交付を受けている車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、緊急通行車両の確認を受ける。

その他、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関は、前記に準ずる届出を推進する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 輸送拠点の確保

緊急輸送道路、被害状況、道路等の損壊状況を考慮し、県（危機管理課）は県物資集積拠点を、町（産業環境部）は町物資集積拠点を開設する。また、救援物資等の集積及び配送を効率的に行うため、必要に応じて物流事業者の協力を確保する。

町物資集積拠点の候補施設

施設名称	所在地	連絡先	床面積	敷地面積
明和町役場車庫	新里250-1	0276-84-3111	325㎡	1,081㎡

※敷地面積は役場庁舎西側駐車場の面積とする。

第7節 避難の受入活動

項 目	町主担当及び関係機関
第1 避難場所の開放・避難所の開設・運営	防災総括部、介護福祉部、学校教育部、生涯学習部、指定緊急避難場所開設担当職員
第2 応急仮設住宅等の提供	都市建設部、県
第3 広域一時滞在	防災総括部、県
第4 広域避難者の受入れ	防災総括部、学校教育部、生涯学習部、県

風水害のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1 避難場所の開放・避難所の開設・運営

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町（防災総括部）は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底する。

指定緊急避難場所開設担当職員は、防災総括部からの連絡を受けて担当の指定緊急避難場所を開放し、避難者を安全なスペースへ誘導する。

- (2) 町（防災総括部）は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、館林警察署、消防署等に連絡する。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

2 指定避難所の開設

- (1) 町（防災総括部）は、災害時に住居が被災した住民や帰宅困難者等が一時滞在するための避難所を状況に応じて設定し、住民等に周知する。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所の開設及び初期運営は、指定緊急避難場所を開放した「指定緊急避難場所開設担当職員」が行い、原則として避難所開設から3日後に避難所担当部（学校教育部、生涯学習部）が派遣する「避難所管理職員」に交替する。その他の指定避難所の開設及び運営は避難所担当部（学校教育部、生涯学習部）が派遣する「避難所管理職員」が行う。

- (2) 町（介護福祉部）は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 町（防災総括部）は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政

法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

- (4) 町（防災総括部）は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は直接県危機管理課）、警察署、消防署等に連絡する。
- (5) 町（防災総括部）は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認し、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (6) 町（防災総括部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

3 避難者に係る情報の把握

町（学校教育部、生涯学習部）は 指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、自治会、自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要の把握に努める。

4 避難者に対する情報の提供

町（学校教育部、生涯学習部）は、被災者支援に関する情報など避難者が必要とする情報を適宜提供する。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供にも配慮する。

5 良好な生活環境の確保

- (1) 町（学校教育部、生涯学習部）は、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。
 - ア 避難者数が避難所の受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と受入れ人数の調整を行う。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じて避難所内に救護所を設置し、救護班の派遣を町本部に要請する。
 - ウ 避難の長期化等の場合、必要に応じプライバシーの確保措置を行う。
 - エ 自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、秩序ある生活を保持する。
 - オ 水、食料、生活必需品等の需要を把握し、平等かつ効率的な配給に努める。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - キ 必要に応じて、家庭動物の飼育スペースの確保に努める。また、ペットの管理、飼養は飼い主が行うよう指導する。
- (2) 町（学校教育部、生涯学習部）は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。
 - ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、

避難者、自治会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

イ 必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 指定避難所の運営についての役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

6 要配慮者への配慮

町（学校教育部、生涯学習部、介護福祉部）は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態に十分配慮し、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

(1) 町（健康こども部、学校教育部、生涯学習部）は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) 県及び町（防災総括部、健康こども部）は、被災地において新型コロナウイルス感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局担当は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

8 男女のニーズの違い等の配慮

町（学校教育部、生涯学習部、介護福祉部）は、指定避難所の運営管理においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮する。

ア 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

キ 女性用トイレと男性用トイレを離れた位置に設置する。

ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用出来る位置に設置するとともに、照明を設置する。

ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを設置する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

8 在宅避難者等への配慮

町（学校教育部、生涯学習部、介護福祉部）は、在宅避難者等に対し、避難所滞在者に準ずる生活支援に努める。

なお、在宅避難者等への各種支援措置（食料等の配給、保健衛生指導など）は、指定避難所にて実施し、必要に応じて自治会、自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等の協力を得て個々の避難先への配給も支援する。

9 指定避難所の早期解消

町（防災総括部）は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努める。

第2 応急仮設住宅等の提供

災害救助法が適用された場合は、住宅の罹災者に対して応急仮設住宅の提供、被災した住宅の応急修理及び住居障害物の除去を行う。

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 県（建築課）又は町（都市建設部）は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。

仮設住宅建設候補地

施設名	所在地	面積	標高	所有者等
明和西小学校	川俣26	12,500㎡	19.9m	町
大輪公園	大輪236-10	4,500㎡	19.7m	町
ふるさとの広場	南大島1073	9,500㎡	18.1m	町

- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 県（建築課、住宅政策課）又は町（都市建設部）は、既存住宅ストックの活用を重視して、応急的な住まいを確保することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。
- (5) 町（都市建設部）は、応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、被災状況等により選定方法を検討の上入居者を選定する。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

県（建築課）又は町（都市建設部）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請する。

また、県（建築課）は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に

行われるよう、町（都市建設部）及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 県（建築課、住宅政策課）又は町（都市建設部）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
- (2) 県（建築課）又は町（都市建設部）は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 被災住宅の応急修理、障害物除去

町（都市建設部）は、被災住宅の応急修理及び住居障害物の除去の支援制度について広報を行う。また、申し込みの受け付け、審査、対象者の選定、通知を円滑に行う。

応急修理及び障害物除去は、建設業者との請負契約により実施する。なお、町が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

5 賃貸住宅のあっせん

町（都市建設部）は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。

第3 広域一時滞在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、住民の避難が町内だけでなく、他市町村や他の都県にまで及ぶことが想定される。

なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないが、この場合においても、他市町村等へ住民の広域一時滞中に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞中に係る情報を適宜報告する。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町（防災総括部）は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議を求めることができる。
- (2) 町（防災総括部）は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告する。ただし、報告が困難なときは、事後遅滞なく報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。この場合、被災した住民に対して公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供する。
- (4) (1)の協議を受けた市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知する。

- (5) 町（防災総括部）が(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (6) 町（防災総括部）は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、町に必要な支援を行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町（防災総括部）は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県（危機管理課）に対して当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県（危機管理課）は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
- (3) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた町（防災総括部）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (4) 町（防災総括部）は、(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (5) 町（防災総括部）は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (6) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、町に必要な支援を行う。

第4 広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、町外からの多数の広域避難者を受け入れることが想定される。このため、町は、広域避難者の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災市町村からの災害救助法に基づく応援要請があった場合は、被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

1 受入可能な避難施設情報の把握

- (1) 県（総務部）は、町（防災総括部）に対して受入可能な避難施設についての情報提供を依頼する。避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても、提供するように依頼する。
- (2) 町（防災総括部）は あらかじめ指定した指定避難所の中から 受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 県（総務部）は、県内市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等県内の広

域避難に係る総合調整を実施するため「群馬県広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を被災県及び町（防災総括部）へ通知する。

- (2) 町（防災総括部）は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施する「明和町広域避難者受入総合窓口」を設置する。同窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- (3) 県（総務部）及び町（防災総括部）は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (4) 県（総務部）及び町（防災総括部）は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

3 県内市町村との協力

県及び町（防災総括部）は、連絡会議を適宜開催するなどし、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

4 避難所開設の依頼

- (1) 県（総務部）は、被災県からの広域避難者に関する情報等をもとに、町（防災総括部）と調整の上、開設する避難所を選定し、町に開設を依頼する。また、県（総務部）は開設を依頼した避難所について、被災県へ情報提供する。
- (2) 町（防災総括部、学校教育部、生涯学習部）は、本節 第1の規定に準じて開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、町（防災総括部）へ通知する。
- (2) 町（防災総括部、学校教育部、生涯学習部）は、避難所を開設し、広域避難者の受入れを実施する。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町（防災総括部）においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 広域避難者に係る情報の把握等
本節 第1の3に準ずる。
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
本節 第1の5に準ずる。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
町（防災総括部）は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を、県（総務部）へ適宜報告する。
- (4) 広域避難者に係る情報等の被災県への報告
県（総務部）は、町（防災総括部）から報告を受けた情報について、被災県へ提供する。

(5) 被災県からの情報等の避難者への提供

県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について町（防災総括部）を通じて、広域避難者へ随時提供する。

この際、県において生活支援関連情報を取りまとめた情報紙の作成を行うなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県（教育委員会）及び町（学校教育部）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

8 避難所の閉鎖

県は、被災県及び市町村と密接な連携を取り、被災県からの要請に基づき、避難所の閉鎖を町（防災総括部）へ通知する。通知を受けた場合、町（防災総括部、学校教育部、生涯学習部）は速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 飲食料、生活必需品、燃料の調達、供給活動

項 目	町主担当及び関係機関
第1 飲食料等の需要把握、供給計画	防災総括部、産業環境部、学校教育部、生涯学習部
第2 飲食料等の調達、供給	産業環境部、学校教育部
第3 給水活動	都市建設部、群馬東部水道企業団
第4 燃料の供給	防災総括

災害救助法の適用が見込まれる場合は、被災者への飲料水、食料、生活必需品等の供給を速やかに開始する。

第1 飲食料等の需要把握、供給計画

町（産業環境部）は、避難者（避難所滞在者のほか在宅避難者等も含む。）及び災害対策従事者等の飲料水、食料、生活必需品の需要を把握し、供給の品目、数量、経路、時期等を明確にした供給計画を作成する。

計画に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、アレルギー患者等のニーズを考慮するほか、時間経過とともに必要な品目や数量が変化することに留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮し、アセスメントを行う。

なお、学校教育部は生涯学習部と連携して避難者の需要を把握し、また、防災総括部は災害対策従事者の需要を把握し、それぞれ産業環境部へ報告する。

第2 飲食料等の供給

1 飲料水、食料、生活必需品の調達

- (1) 災害当初は、避難者が持参した備蓄品、町が保有する備蓄品の放出により対応する。
- (2) 不足する場合、町（産業環境部）は次の方法により対応する。
 - ア 町内の流通・販売企業からの購入
 - イ 県、他市町村、協定団体への応援協力の要請
 - ウ 都市建設部への給水活動の要請（第3「給水活動」参照）
 - エ 全国への救援物資の募集（3「救援物資の募集」参照）
- (3) 調達に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、アレルギー患者等のニーズを考慮するほか、食品については原材料等を確認し、供給先に情報提供する。
- (4) 調達品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、町が輸送手段や一時保管施設（物資集積拠点）を確保する。
 - ア 輸送手段の確保は、第6節－第2－1「輸送手段の確保」による。
 - イ 物資輸送拠点の確保は、第6節－第2－3「輸送拠点の確保」による。

【資料編8P】災害協定一覧

2 炊き出し

炊き出しによる食料提供を行う場合は、学校給食センターを炊出し拠点として各避難所に食品を供給する。

また、各避難所にて自主的な炊き出しが行われる場合は、食材等を避難所に供給する。

(1) 実施計画

町（学校教育部）は避難者等の炊き出し需要を把握し、学校給食センターを拠点とした炊き出し計画（品目、数量、供給日時、作業体制等）を作成する。なお、計画に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、アレルギー患者等のニーズを考慮する。

(2) 食材等の確保

ア 食材、調理器具等の調達は産業環境部に要請し、炊き出し拠点に供給する。

イ 政府所有米穀を調達する場合は、防災総括部を通じて県に要請し、農林水産省（政策統括管）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて町長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

ウ 炊き出し用水が不足する場合は、都市建設部に炊き出し拠点への給水を要請する。

エ 調理員や配送手段を確保できない場合は、防災総括部を通じて応援協力体制を確保する。

オ 自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、防災総括部を通じて災害派遣部隊に要請する。

カ 避難者等への提供に当たっては、アレルギー患者等に配慮して原材料の表示を行う。

3 救援物資の募集

町（産業環境部）は、飲料水、食料、生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

(1) 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

(2) 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

(3) 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

(4) 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

第3 給水活動

1 給水計画

群馬東部水道企業団は、町内の水道施設の被害状況、医療機関等の重要施設の断水状況等を把握する。また、町（都市建設部）から、避難所や在宅避難者等の給水需要を収集し、給水計画を作成する。

2 給水拠点の設置

群馬東部水道企業団は、給水体制、避難所や在宅避難者等の状況を考慮して給水拠点を設置し、給水車等による給水活動を行う。町（都市建設部）は、給水の場所や時間、その他受水時の注意事項等を住民等に応報する。

第4 燃料の供給

町（防災総括部）は、災害対策に使用する車両、非常用発電機、炊き出し、暖房等に必要な燃料の需要を各部から収集し、災害協定団体に燃料の供給を要請する。なお、燃料確保が困難な場合は、県に要請する。

また、町内の燃料供給の状況や災害対策車両等への優先供給について、住民に広報する。

【資料編8P】災害協定一覧

第9節 保健衛生、廃棄物処理、遺体の処置等

項 目	町主担当及び関係機関
第1 保健衛生・防疫活動	健康こども部、県、館林保健福祉事務所
第2 災害廃棄物の処理	産業環境部、都市建設部、県、館林衛生施設組合
第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置	住民保険部、消防部、県、館林警察署

被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める。

第1 保健衛生・防疫活動

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 町（健康こども部）は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療福祉活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施する。
- (2) 町（健康こども部）は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療福祉活動チームが不足する場合は、館林保健福祉事務所を通じて県（健康福祉課）に応援を要請する。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア団体等の協力を得て実施する。
- (4) 町（健康こども部）は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

2 食品衛生の確保

- (1) 町（健康こども部）は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。
- (2) 県（食品・生活衛生課）は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について衛生状態を監視し、問題があるときは改善を指導する。

3 防疫活動

- (1) 町（健康こども部）は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県（保健予防課）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分でないときは、県（保健予防課）に協力を要請する。
- (4) その他県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第2 災害廃棄物の処理

1 し尿の処理

- (1) 町（都市建設部、産業環境部）及び館林衛生施設組合は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保してし尿の円滑な収集・運搬に努める。
- (2) 町（都市建設部、産業環境部）は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用を制限するとともに、レンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅地の公園等に配置する。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。
- (4) し尿の収集、処理が困難な場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、他市町村又は隣接県の応援を求める。

【資料編8P】災害協定一覧

2 ごみ、がれき等の適正処理

- (1) 町（産業環境部）は人員及び収集運搬車を確保し、ごみ、がれき等の迅速・円滑な収集・運搬に努める。館林衛生施設組合は、ごみ処理施設の応急復旧に努める。
- (2) 町（産業環境部）は、災害廃棄物処理計画に基づき仮置場を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める
- (3) 町（産業環境部）は、ごみ、がれき等の回収場所、回収日、分別排出等の必要な情報について、住民に広報する。
- (4) 町（産業環境部）は、ごみ、がれき等の収集、処理が困難な場合、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、他市町村又は隣接県の応援を求める。
- (5) 被災家屋の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は、解体家屋の運搬及び処分を町（産業環境部）が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、家屋の解体においても町が実施する。この場合、町は、対象家屋や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置

1 行方不明者の捜索

町（消防部）及び館林警察署は、災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の捜索依頼を受け付け、また、情報を共有し、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を捜索する。

2 遺体の収容

遺体が多数に上る場合は、町（住民保険部）が遺体収容所を開設する。町（消防部）及び警察署は協力し、発見した遺体を遺体収容所に搬送する。

遺体収容所候補施設

施設名	所在地	延床面積	所有者等
山幸アリーナ明和（社会体育館）	新里299-1	2,226m ²	町

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求める。

4 身元の確認

町（住民保険部）は、身元不明の遺体について、警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

5 遺体の処置

町（住民保険部）は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により処置する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。
- (5) 遺体処置表に記録の上、埋火葬許可書を発行し、遺体を遺族に引き渡す。

6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町（住民保険部）がこれを行う。
- (2) 町（住民保険部）は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 町（住民保険部）は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設（館林市斎場）の被災等により、対応できないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達

項 目	町主担当及び関係機関
第1 広報活動	防災総括部、各防災関係機関
第2 広聴活動、災害相談	防災総括部、住民保険部
第3 安否照会への対応	住民保険部

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表、伝達に努める。また、住民等からの問い合わせ、要望、意見などに適切に対応するため、必要な体制を確保する。

第1 広報活動

町及び各防災関係機関は相互に情報を共有し、それぞれが有する広報媒体を有効に活用し、状況に応じた正確かつ迅速な広報に努める。また、報道機関は、住民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、町及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1 町の広報

(1) 町（防災総括部）は、各部及び関係機関から収集した災害情報をとりまとめ、災害の状況に応じて概ね次の情報を発信する。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ○ 防災気象情報、河川氾濫の警戒情報 | ○ 避難所、救護所、医療機関等の状況 |
| ○ 被害状況 | ○ 交通規制区間、迂回路の状況 |
| ○ 二次災害の警戒情報 | ○ 交通機関の運行状況、再開見通し |
| ○ 災害対策の実施状況 | ○ ライフラインの被害状況、復旧見通し |
| ○ 住民等への協力要請 | ○ 食料、飲料水、生活必需品の供給予定 |
| ○ 避難情報の発令、避難時の注意事項 | ○ 災害相談窓口の開設状況 |
| ○ 救援物資、義援金等の募集、受付け | ○ ボランティアセンターの開設状況 |
| ○ その他災害の警戒、生活再建等に必要な情報 | |

(2) 町（防災総括部）は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。また、広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への伝達方法や頻度に配慮するほか、広域避難者、帰宅困難者などにも確実に情報が伝わるように留意する。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ○ 広報車による巡回放送 | ○ 同報系防災行政無線による放送 |
| ○ 緊急速報メールの発信 | ○ お知らせメールの配信 |
| ○ 町ホームページへの掲示 | ○ 広報めいわの臨時発行 |
| ○ 避難所等の掲示板への掲示 | ○ 放送事業者への放送要請 |
| ○ 区長、民生委員等への在宅要配慮者等の訪問要請 | |

2 町の報道対応

(1) 報道発表

町（防災総括部）は、必要に応じて前項の広報内容を報道機関にも提供し、全国に向け

た広報を推進する。また、大規模災害時の場合は本部長による定例記者会見を開催し、記者からの質疑等に対応する。

(2) 取材対応

町（防災総括部）は、報道機関からの取材の申し出を受け付け、本部長の許可を得て取材に対応する。なお、申し出が殺到した場合は、幹事社等による代表取材とするよう要請する。

また、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材は原則禁止するとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

(3) 放送事業者への要請

町（防災総括部）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会前橋放送局、群馬テレビ（株）、（株）エフエムぐんま等）に放送を要請する。

第2 広聴活動、災害相談対応

1 問い合わせ窓口の設置

町（防災総括部、住民保険部）は、必要に応じて発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置する。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

2 災害相談窓口の設置

町（住民保険部）は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者の各種申請手続きを促進するため、災害相談窓口を設置する。また、相談窓口には関係各部の担当者を配置し、被災者の相談に円滑な迅速な対応ができるように努める。

なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

主な相談事項	担当部
罹災証明、町税の減免等の申請	税務部
家族等の安否照会、遺体の埋火葬	住民保険部
がれき等の処理	産業環境部
国民年金、国民健康保険の減免等	住民保険部
被災者生活再建支援金、義援金、災害弔慰金等の支給	介護福祉部
高齢者・障がい者等の支援、介護保険等の減免等	介護福祉部
被災農林業者、中小企業等の融資	産業環境部
被災建築物・被災宅地の危険度判定	都市建設部
被災住宅の修理・障害物除去、応急住宅への入居等	都市建設部
下水管の復旧、下水道料金の減免	都市建設部
被災児童の学用品の支給	学校教育部
保育料の減免、応急保育の申請	学校教育部

第3 安否照会への対応

町（住民保険部）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1 安否情報の収集、管理

町が管理する住民の安否に関する情報を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に住民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

主な安否情報

- 避難者名簿〔学校教育部、生涯学習部〕
- 避難行動要支援者の支援結果〔介護福祉部〕
- 医療救護記録〔健康こども部〕
- 要捜索者名簿〔消防部〕
- 遺体収容所収容者名簿〔住民保険部〕

2 安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、マイナンバーカードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

安否照会者の確認事項

- ① 照会者の氏名、住所
- ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由

3 安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く。） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	町が保有している安否情報の有無
上記のすべて	被災者が同意した安否情報

第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

項 目	関係機関
第1 社会秩序の維持	館林警察署
第2 物価の安定及び消費者の保護	県

被災地においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在することから、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給が図られるよう、社会秩序の維持のための適切な措置を講ずる。

第1 社会秩序の維持

1 安全確保

館林警察署は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 犯罪の取締り

館林警察署は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

館林警察署は、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談について適切に対応するなど、不安軽減に努める。

第2 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視及び指導

県（消費生活課）は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

2 安定供給の要請

県（消費生活課）は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

3 消費者の保護

県（消費生活課）は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

項 目	主 担 当
第1 施設、設備の応急復旧	各部、各防災関係機関
第2 公共土木施設の応急復旧	都市建設部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、東日本高速道路(株)
第3 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設の応急復旧	東京ガス(株)、LPガス事業者
第5 上水道施設の応急復旧	群馬東部水道企業団
第6 下水道施設の応急復旧	都市建設部
第7 電気通信設備の応急復旧	東日本電信電話(株)、(株)ドコモCS

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止ための社会インフラ施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第1 施設、設備の応急復旧

- (1) 町（各部）、公共施設・設備等の管理者は、発災後直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 町（防災総括部）は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、県及び町（産業環境部）又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携して活動する。

第2 公共土木施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

道路管理者、河川管理者は、被災した管理施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

道路管理者、河川管理者は、管理施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

道路管理者、河川管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

【資料編8P】災害協定一覧

4 障害物の除去

各道路管理者は、管理道路の通行障害物を、河川管理者は管理河川の流下障害物をそれぞれ除去し、緊急車両の通行確保及び二次災害の防止を図る。除去や仮置きの方法は、第9節－第2－2「ごみ、がれき等の適正処理」に準ずる。

第3 電力施設の応急復旧

東京電力パワーグリッド(株)は、電力施設の被害調査、応急復旧を速やかに行う。

1 迅速な応急復旧の実施

被災した変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

町（総務課）は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう務める。

また、町（総務課）は、県、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

5 送電再開時の安全確認

送電再開に際して、二次災害発生防止に努める。

6 広報活動

停電発生地域に対して、可能な範囲で町と連携して広報活動を行う。

第4 ガス施設の応急復旧

東京ガス(株)、L Pガス事業者は、都市ガス施設、L Pガス施設の被害調査、応急復旧を速やかに行う。

1 迅速な応急復旧の実施

被災したガス施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

必要に応じ、代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

5 供給再開時の安全確認

ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

6 広報活動

ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、町と連携して住民への広報を行う。

第5 上水道施設の応急復旧

群馬東部水道企業団は、水道施設の被害調査、応急復旧を速やかに行う。

1 迅速な応急復旧の実施

被災した浄水設備、給水管等の水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

水道施設の応急復旧に当たっては、社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

4 水道関係機関相互間の応援

水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

断水の状況、復旧の見通し等について、町と連携して住民への広報を行う。

第6 下水道施設の応急復旧

町（都市建設部）は、下水道施設の被害調査、応急復旧を速やかに行う。

1 応急対策

- (1) 停電等により下水処理場などの機能が停止した場合は、排水不良が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じ、明和消防署及び館林警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 復旧対策

(1) 復旧の基本方針

下水道施設は、町民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧し、二次災害が発生しないよう復旧していく。

(2) 応急復旧方法

ア 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生防止を最優先とし、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、施工業者の手配と割り振り等を行い、作業する。

イ 下水処理場・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

ウ 排水設備

住民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な業者を紹介する。

(3) 関係機関への応援要請

町の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各応援協定等に基づいて他都市、関係機関、下水道工事業者への応援要請を行い、機材・人員等の復旧に際しての協力体制を確保する。

3 広報活動

- (1) 復旧の終了していない地域について、生活水の節水に努めるよう広報する。

- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、災害広報に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第7 電気通信設備の応急復旧

東日本電信電話(株)、(株)ドコモCSは、電気通信施設の被害調査、応急復旧を速やかに行う。

1 迅速な応急復旧の実施

被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話または衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、町と連携して住民に広報する。

第13節 自発的支援の受入れ

項 目	町主担当及び関係機関
第1 災害ボランティアの受入れ	介護福祉部、明和町社会福祉協議会
第2 義援金の募集・受入れ	介護福祉部
第3 義援物資の募集・受け入れ	介護福祉部

大規模な災害の発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、これらの支援を円滑、適切に受け入れる。

第1 災害ボランティアの受入れ

一般ボランティアの受入れは災害ボランティアセンター、専門ボランティアの受入れは町及び関係機関が行う。

一般ボランティアと専門ボランティアの活動事項の例示

一般ボランティア	専門ボランティア
情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 避難所の清掃 被災住宅の片づけ 災害ゴミの収集・運搬 高齢者、障がい者等の介助 防犯 愛玩動物の保護	被災者の救出（消防・警察業務経験者等） 救護（医師、看護師、救命講習修了者等） 応急危険度判定（建築士等） 外国語通訳 手話通訳 介護（介護福祉士等） アマチュア無線 各種カウンセリング

1 災害ボランティアセンターの設置、運営

- (1) 町社会福祉協議会は、町（介護福祉部）及びボランティア関係団体と連携して明和町災害ボランティアセンター（候補施設：老人福祉センター）を設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、次の対応を行う。
 - ア 群馬県災害ボランティアセンターとの連絡調整
 - イ 一般ボランティアの募集、受付、ボランティア保険の加入支援
 - ウ ボランティアニーズの受付、ボランティアの派遣調整
 - エ ボランティアの移動手段、宿泊場所等の情報提供
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地において自主的に支援活動を行うボランティア団体やNPO、NGO等の組織と情報共有の場を設置するなど相互に連携した活動体制を構築し、効果的なボランティア活動を推進する。
- (4) 県又は都道府県から事務の委任を受けた町（総務部、介護福祉部）は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 町の対応

- (1) 介護福祉部は各部から一般ボランティアのニーズを収集し、災害ボランティアセンターにボランティアの募集を依頼する。
- (2) 介護福祉部は専門ボランティアの応募を受け付け、関係部を案内する。

第2 義援金の募集等

1 義援金の募集、受付け、保管

- (1) 町（介護福祉部）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。
- (2) 本部長の指示に基づき、町独自に義援金や寄付金を募集する場合は、受付窓口を開設し、町ホームページ等で募集する。

2 義援金の配分

- (1) 町（介護福祉部）は、本部長の指示に基づき、明和町災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。
- (2) 県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。
- (3) 町（介護福祉部）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

第2 義援物資の募集等

1 義援物資の受入れ要否に判断

町（介護福祉部）は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

2 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、町（介護福祉課）は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

3 受入機関の決定

町（介護福祉課）及び県（健康福祉課）は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

4 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

5 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

6 受入物資の配分

受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県（健康福祉課）と町（介護福祉課）とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

7 ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

8 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

町は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金により支援を積極的に呼びかける。

第14節 要配慮者対策

項 目	町主担当及び関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	防災総括部、介護福祉部、消防部、館林警察署、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員
第2 要配慮者の生活等支援	介護福祉部、明和町社会福祉協議会
第3 要配慮者利用施設の避難等	介護福祉部、県、要配慮者利用施設管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、消防署、警察署など）の協力を得て安全確保に努める。また、社会福祉施設等で要配慮者が入所又は通所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

第1 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者の対応

避難支援等関係者は、避難情報が発令された場合は速やかに避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難情報の内容を相互に確認の上、事前に作成した個別避難計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、町（介護福祉部）に直接、又は避難所を通じて報告する。

2 町の対応

本部長（防災統括部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

第2 要配慮者の支援

1 避難所の生活環境等の確保

町（介護福祉部）は各避難所における要配慮者の生活環境上の問題点を調査し、次のような対策を講ずる。

ア 要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保

イ 要配慮用のトイレ、手すり、スロープ等の仮設

ウ 避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドの設置など

2 要配慮者の介助

町（介護福祉部）は、各避難所の担当職員、避難支援等関係機関等と連携し、避難所や在宅避難等の要配慮者の避難生活上の問題やニーズを把握する。また、社会福祉協議会、

在宅介護サービス事業者、その他の福祉関係団体と連携し、福祉用具の支給やヘルパー及び手話通訳等の派遣に努める。

3 福祉避難所の設置等

(1) 福祉避難所の設置

町（介護福祉部）は社会福祉協議会と連携し、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者のため、あらかじめ指定した施設に福祉避難所を開設し、介護スタッフや福祉用具を確保する。

身体状況の悪化により、緊急に入所介護や療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設や医療機関に受入れを要請するほか、必要に応じて県に受入先のあっせんや調整を要請する。

(2) 福祉避難所への移送

町（介護福祉部）は、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して福祉避難所への受入れ順位や受け入れ施設を設定し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て受け入れ先に搬送する。また、必要に応じて交通事業者等に介護タクシー等による搬送協力を要請する。

【資料編27P】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

4 福祉仮設住宅の支援等

町（介護福祉部）は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。また、社会福祉協議会等と連携して、応急仮設住宅に入居する要配慮者等の巡回相談や介護サービスの提供に努める。

5 支援体制の確保

以上の各種支援策において人材や物資等が不足する場合、町（介護福祉部）は次のような方法により体制を確保する。

- ア 災害ボランティアセンターへのボランティアの派遣募集
- イ 災害協定団体への福祉用具の供給要請
- ウ 福祉サービス事業者等への人材派遣の要請
- エ 県への要請（ぐんまDWA Tの派遣等）

【資料編8P】災害協定一覧

第3 要配慮者利用施設の避難等

1 災害への警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導體制を

整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

2 避難

要配慮者利用施設の管理者は、町から避難情報の発令の連絡を受けたとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、また、あらかじめ定める避難確保計画等に基づき、入(通)所者を安全な場所に避難させる。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町（消防部）、警察署等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、町（消防部）、警察署等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

3 他施設への緊急入所等

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

(2) (1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県又は町（介護福祉部）に対し、入所先のあっせんを要請する。

(3) 県及び町（介護福祉部）は、(2)の要請を受けたときは 相互に連携してあっせんに努める。

(4) 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結施設の管理者は、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請する。

【資料編29P】要配慮者利用施設一覧

第15節 その他の災害応急対策

項 目	町主担当及び関係機関
第1 災害警備活動	館林警察署
第2 農業等の応急対策	産業環境部、県、邑楽館林農業協同組合
第3 学校等の応急対策	介護福祉部、学校教育部、県、学校等管理者
第4 文化財の応急対策	生涯学習部、県、文化財管理者
第5 郵便事業の応急対策	日本郵便(株)
第6 動物愛護	産業環境部
第7 災害救助法の運用	各部

第1 災害警備活動

1 警備体制の確立

館林警察署は、次の基準により災害警備体制を確立する。

- ア 県警察本部に準備体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら準備体制を発令したときは、警察署長を長とする「警察署災害警備準備室」を設置する。
- イ 県警察本部に警戒体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら警戒体制を発令したときは、警察署長を長とする「警察署災害警戒本部」を設置する。
- ウ 県警察本部に実施体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら実施体制を発令したときは、警察署長を長とする「警察署災害警備本部」を設置する。

2 災害警備活動

災害警備活動の種類は、次のとおりとする。

- ア 被害の実態把握等関連情報の収集
- イ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
- ウ 被災住民等の避難場所への誘導
- エ 交通混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- オ 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- カ 被災地及び避難場所の警戒
- キ 各種犯罪の予防検挙
- ク 食糧倉庫及び救援物資集積所等の警戒
- ケ 防災関係機関との連絡共助
- コ その他必要な警察活動

第2 農業等の応急対策

1 農作物の応急対策

(1) 改植用苗の確保

県（蚕糸園芸課）は、町（産業環境部）と協力して次の措置を講ずる。

- ア 水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。苗の確保が困難な場合は、県に情報提供・調整を要請する。苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。

イ 果樹の改植を必要とする場合は、県園芸協会等を通じて改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病害虫の防除

ア 県(技術支援課)は、次により緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(ア) 災害により病害虫が発生するおそれがあるときは、町(産業環境部)に対し、病害虫防除の実施を指示する。

(イ) 必要に応じ、防除指導部を編成し、現地指導を行う。

(ウ) 災害により、町域を越えて病害虫が広範囲に多発するおそれがあるときは、農林水産大臣と連携を取りながら、町(産業環境部)に対して病害虫防除の実施を指示する。

(エ) 必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協同組合に対し、農薬の緊急供給を要請する。

(オ) 必要に応じ、被災地域外の市町村又は農業協同組合等に対し、防除に必要な器具の緊急貸出しを要請する。

イ 町(産業環境部)は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、病害虫防除協議会に諮り、防除部を編成して防除を実施する。

(3) 転換作物の導入指導

県及び町(産業環境部)は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指導する。

2 家畜の応急対策

(1) 家畜の避難

町(産業環境部)及び県は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、町(産業環境部)、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずる。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫部及び消毒部を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあっせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

県及び町(産業環境部)は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対してし尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるように指導する。

(4) 飼料の確保

県(畜産課)は、必要に応じ、次により飼料の確保を図る。

ア 政府操作飼料等の優先配分又は放出の要請

イ 隣接県に対する供給要請

ウ J A東日本くみあい飼料(株)その他飼料販売業者からの供給のあっせん

第3 学校等の応急対策

1 気象状況の把握

学校、保育所等の管理者（以下この節において「学校等管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ・ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域にかかる学校等管理者は、施設周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、施設の安全性を点検する。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校等管理者は、次により、園児・児童・生徒の安全を確保する。

ア 園児・児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

ウ 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校等管理者は、園児・児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町（学校教育部、介護福祉部）及び保護者に連絡する。

5 教育の確保

(1) 保育室、教室及び運動場の確保

学校等管理者は、施設が被災したため保育や授業を行えなくなったときは、被災施設の応急修理、仮設校舎等の建設、公民館・図書館等の借上げ等により保育室、教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替保育士、教員の確保

町（学校教育部、介護福祉部）は、保育士や教員が被災等したため保育や授業が困難となった場合は、臨時の保育士、教員の任用、非常勤職員の任用等により、代替の保育士・教員の確保を図る。

(3) 学用品等の支給

ア 町（学校教育部）は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

イ 県（義務教育課・高校教育課）は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずる。

(4) 授業料の減免

県（管理課）は、被災により授業料の減免が必要と認められる児童生徒については「群馬県立学校の入学料等に関する条例」に基づき授業料の減免を行う。

6 給食の措置

- ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校等管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。
- イ 学校等が指定避難所として使用される場合、学校等管理者は学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意する。

7 避難者の援護と授業との関係

学校や保育施設が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。なお、授業の再開については、5－(1)により速やかに教室を確保して実施する。

8 応急保育

町（介護福祉部、学校教育部）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第4 文化財の応急対策

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域にかかる文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域にかかる文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保する。

- ア 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- イ 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町（生涯学習部）その他の教育関係機関に連絡する。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。
- (2) 町（生涯学習部）及び県は、(1)の応急修復について積極的に協力する。

第5 郵便事業の応急対策

災害救助法が適用された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6 動物愛護

- (1) 町（産業環境部）は、災害により放浪又は逸走する動物を確認した場合、県、館林警察署に保護を要請する。
- (2) 町（産業環境部）は、避難所における家庭動物の状況等を県動物救護本部に提供する。
- (3) 町（産業環境部）は、動物に関する問題が生じた場合、県動物救護本部に次の支援を要請する。

ア 動物の餌の確保	イ 負傷した動物の収容・治療・保管
ウ 放浪動物の収容・保管	エ 飼養困難な動物の一時保管
オ 動物の新たな所有者探し	カ その他動物に関する相談

第7 災害救助法の運用

一定規模以上の災害については災害救助法が適用され、飲料水・食料・生活必需品・避難所の提供などにかかる費用を国、県が負担する。

1 適用の手続き

- (1) 町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合、本部長（防災統括部）は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

- (3) 知事（危機管理課）は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行う期間を町長（防災総括部）に通知し、公示する。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法の適用基準

- 1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が40世帯以上に達する場合
- 2) 県内の滅失世帯の数が1,500世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が20世帯以上に達する場合
- 3) 県内の被害世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合
- 4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 救助の記録、報告等

町（介護福祉部）は、災害救助法の対象となる事務を担当する各部に活動記録簿の整備や証拠書類の保管等を依頼する。また、これらの記録簿や書類をとりまとめて県に報告し、国、県の負担費用を請求する。

記録簿等の整備、とりまとめ、報告等の方法や手順は、内閣府の「災害救助事務取扱要領」に基づいて行う。

災害救助法事務の項目と担当部

項 目	担当部
避難所の設置及び応急仮設住宅の供与	学校教育部、生涯学習部、都市建設部
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	産業環境部、都市建設部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業環境部
医療及び助産	健康こども部
被災者の救出	消防部
被災した住宅の応急修理	都市建設部
学用品の給与	学校教育部
埋葬	住民保険部
死体の搜索及び処理	消防部、住民保険部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	都市建設部

災害救助法により国、県が負担する費用は、内閣府が定める基準によるが、救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期

間等を定めることができる。

【資料編51P】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3章 災害復旧・復興対策

災害からの復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(注) 本章において、各種災害対策の町の担当部署は、原則として明和町災害対策本部の部の名称を記載しており、災害対策本部が設置されていない状況においては、部を構成する課が担当する。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

項 目	町主担当及び関係機関
復旧・復興の基本方向の決定	各部

1 災害復興本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町（防災総括部）は町長を本部長とする「明和町災害復興本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動を一元化し、総合的に推進する。

2 基本方向の決定

町（各部）は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

4 国等に対する協力の要請

町（防災総括部）は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 原状復旧

項 目	町主担当及び関係機関
第1 被災施設等の復旧	各部、各防災関係機関
第2 災害廃棄物の処理	産業環境部

第1 被災施設の復旧等

- (1) 町（各部）、各防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 町（各部）、各防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 町（防災総括部）は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という）等で、町の工事の実施体制等の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興のため国や県が工事を行うことが適当と認めるときは、国、県に権限代行制度による対応を要請する。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (5) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (6) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑、迅速な処理の実施

町（産業環境部）は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町（都市建設部）は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

町（産業環境部）は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図る。

(3) 環境への配慮

町（産業環境部）は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努める

とともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。なお、アスベストについては環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）により対処する。

(4) 広域応援

町（産業環境部）は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

項 目	町主担当及び関係機関
第1 復興計画の作成	防災総括部
第2 防災まちづくり	各部

第1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町（防災総括部）は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 復興計画の策定過程においては女性の参画を図るとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (4) 町（防災総括部）は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (5) 町（防災総括部）は、特定大規模災害等を受け、円滑かつ迅速な復興を図るため必要と認める場合は、都市計画の決定等の代行を県に要請する。
- (6) 町（防災総括部）は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県及び関係地方行政機関に対し、職員の派遣等を要請する。

第2 防災まちづくり

- (1) 町（都市建設部）は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。また、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町（都市建設部）は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町（都市建設部）は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 町（都市建設部）は、既存の不適合建築物については、防災と居住性の快適さの観点からその重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 町（各部）は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつ

第3章 災害復旧・復興対策 第3節 計画的復興の推進

つ、関係機関が緊密に連携して可能な限り適正かつ円滑、迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

- (6) 町（各部）は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対して行う。

第4節 被災者等の生活再建の支援

項 目	町主担当及び関係機関
第1 罹災証明	税務部、消防部、県
第2 被災者台帳の作成等	各部
第3 災害弔慰金の支給等	介護福祉部、群馬県市町村総合事務組合
第4 税の減免等	税務部
第5 雇用の確保	館林公共職業安定所、県
第6 住宅支援	介護福祉部、都市建設部
第7 支援措置の広報	防災総括部、住民保険部
第8 災害復興基金の設立等	防災総括部

第1 罹災証明

大規模災害においては、被災地区の全ての住家を対象とした住家等の被害程度の調査、罹災証明の発行を速やかに行い、罹災証明を必要とする様々な被災者支援策を推進する。

- (1) 町（税務部）は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合、県に対して必要な支援を要請する。
県は、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に被災市町村の課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行う。
- (2) 町（税務部）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、火災に関する調査、証明については消防部（明和消防署）と連携し、発行窓口の一元化など円滑な対応を図る。
- (3) 町（税務部）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災証明を必要に応じて交付する。
- (5) 町（税務部）は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

【資料編 様式10P】罹災証明書

【資料編 様式11P】被災証明書

第2 被災者台帳の作成等

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

1 被災者台帳の作成

町（防災総括部）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

被災者台帳の項目一覧

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	住民保険部
② 生年月日（住民基本台帳）	住民保険部
③ 性別（住民基本台帳による）	住民保険部
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	住民保険部
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	税務部
⑥ 援護の実施状況	関係各部
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	介護福祉部
⑧ 電話番号その他連絡先	住民保険部
⑨ 世帯の構成	住民保険部
⑩ 罹災証明書の交付状況	税務部
⑪ 台帳情報の提供先 （町以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	防災総括部
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	防災総括部
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	住民保険部
⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	関係各部

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

2 被災者台帳の利用、提供

町（各部）は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を町が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

町（防災総括部）は、災害相談窓口において被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

3 環境の整備

町（各部）は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3 災害弔慰金の支給等

町（介護福祉部）は群馬県市町村総合事務組合と連携し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給※
- (2) 災害援護資金の貸付け※
- (3) 群馬県（小規模）災害見舞金の支給
- (4) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・明和町被災者生活再建支援制度）の支給
- (5) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

（注）「※」付きの項目は、群馬県市町村総合事務組合が実施主体となる制度を示す。

【資料編69P】被災者生活再建支援制度の種類と概要

第4 税の減免等

町（税務部）は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

第5 雇用の確保

- (1) 館林公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給する。
- (2) 館林公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。
- (3) 県（労働政策課）は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。
- (4) 県（産業技術専門校）は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

第6 住宅支援

1 住宅再建・取得の支援

町（介護福祉部、都市建設部）は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、災害復興住宅融資、母子・寡婦福祉資金（住宅資金）等の支援措置を周知する。

2 恒久的な住宅確保の支援

町（都市建設部）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。

3 安全な地域への移転の推奨

町（都市建設部）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用した安全な地域への移転について県と協議する。

4 復興過程における仮設住宅の提供

町（都市建設部）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第7 支援措置の広報等

町（防災総括部、住民保険部）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

第8 災害復興基金の設立等

町（防災総括部）は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

項 目	町主担当及び関係機関
被災中小企業等の復興の支援	産業環境部、県、明和町商工会、邑楽館林農業協同組合

1 中小企業の被災状況の把握

県（産業政策課）及び町（産業環境部）は、あらかじめ明和町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

町（産業環境部）は県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
 - イ 中小企業高度化資金
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

3 農業者に対する助成・低利融資等の実施

町（産業環境部）は県、農業協同組合と連携し、被災農業者に対して次の助成、貸付け及び利子補給制度について周知する。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

町（産業環境部）は県と連携し、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

5 支援措置の広報等

町（産業環境部）は県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

【資料編75P】被災中小企業等の再建支援制度の種類と概要

第6節 公共施設の復旧

項 目	町主担当及び関係機関
公共施設の復旧	各部、各防災関係機関

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている主な法律等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症予防法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の運用

項 目	町主担当及び関係機関
激甚災害法の運用	各部、各防災関係機関

1 激甚災害の早期指定の確保

町長（関係各部）は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の受入れ

町（関係各部）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により県又は町が設置した障がい者支援施設の災害復旧事業
- ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）
- キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）
- ウ 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）
- オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

第8節 復旧資金の確保

項 目	主担当
復旧資金の確保	防災総括部

(1) 町（防災総括部）は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じて次の措置を講じて資金確保に努める。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

(2) 復旧資金の確保に当たっては、必要に応じて関東財務局（前橋財務事務所）に対して次の協力を要請する。

- ア 災害つなぎ資金の融資（短期）
- イ 災害復旧事業資金の融資（長期）
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払